

# 熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年2月12日



## 目 次

I	はじめに	1
II	インフルエンザの基礎知識	4
III	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	6
III-1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	6
III-2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	7
III-3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	8
III-4	被害想定等	9
III-5	対策推進のための役割分担	11
III-6	発生段階の設定	13
III-7	主要6項目の考え方と対策の概要	15
1	実施体制	15
2	サーベイランス・情報収集	15
3	情報提供・共有	17
4	予防・まん延防止	18
5	医療	21
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	23
III-8	市の組織体制	25
IV	各段階における対策	27
IV-0	【未発生期】	29
1	実施体制	29
2	サーベイランス・情報収集	29
3	情報提供・共有	30
4	予防・まん延防止	31
5	医療	32
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	33
IV-1	【海外発生期】	35
1	実施体制	35
2	サーベイランス・情報収集	35
3	情報提供・共有	36
4	予防・まん延防止	37
5	医療	39
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	40
IV-2	【県内未発生期】	41

1	実施体制	41
2	サーベイランス・情報収集	41
3	情報提供・共有	42
4	予防・まん延防止	42
5	医療	44
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	44
IV-3	【県内発生早期】	47
1	実施体制	47
2	サーベイランス・情報収集	47
3	情報提供・共有	48
4	予防・まん延防止	49
5	医療	51
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	52
IV-4	【県内感染期】	54
1	実施体制	54
2	サーベイランス・情報収集	55
3	情報提供・共有	55
4	予防・まん延防止	55
5	医療	57
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	59
IV-5	【小康期】	63
1	実施体制	63
2	サーベイランス・情報収集	63
3	情報提供・共有	64
4	予防・まん延防止	64
5	医療	65
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	65
V	国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策	67
○	用語解説	70
○	参考	74
○	参考資料	76
1	「新型インフルエンザ等対策特措法」における指定公共機関事業者一覧	
2	施設使用制限の要請等の対象となる区分1の施設	
3	鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ感染発病者接触時の個人防護具（PPE）の標準装備について	
4	新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）	

## I はじめに

### (新型インフルエンザの概要)

新型インフルエンザは毎年流行している季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がウイルスに対する免疫（抵抗力）を持っていない。

このため、一度発生すると感染は急速に拡大し、世界的大流行（パンデミック）となる。20世紀はじめに流行し、世界で4千万人、日本でも40万人もの方が死亡した通称「スペインかぜ」も新型インフルエンザであった。

平成21年（2009年）にメキシコで発生した豚由来の新型インフルエンザA（H1N1）は強毒性ではなかったものの、日本では発生から1年で約2千万人が罹患し、県で約34万人、本市では、11.8万人の患者が発生した。

### (発生前からの対策が重要)

このような新型インフルエンザの発生を阻止することや、発生の時期を正確に予測することは、現在の科学技術では困難である。また、発生すると短期間でパンデミックを引き起こすことを考えると、発生前から感染（まん延）を想定した具体的な対策を進めておくことが重要となる。このことは、予め対策を検討しておくことで諸外国と比較して健康被害が低い水準に留まった前回の日本における新型インフルエンザ対策が物語っている。

### (市行動計画の見直し)

本市新型インフルエンザ対策行動計画は、平成18年に策定し、これまで2度の見直しを行っている。今回の見直しは、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特別措置法」という。）に基づくものがある。特別措置法では、新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象としているため、名称に「等」を加え、「熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「市行動計画」という。）」とした。市行動計画には、市の新型インフルエンザ等対策の基本方針や、未発生期から小康期に至る各段階の具体的な対策を示すとともに、指定(地方)公共機関や特定接種、住民への予防接種、緊急事態宣言時の対応など新たな内容を盛り込んでいる。

この他、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）への対策を計画の参考として掲載した。

(関係機関の協力、市民等の役割)

新型インフルエンザ等の対策を推進するためには、国、県等公的機関はもちろん、医療機関や医療関係団体をはじめとした関係機関や、ライフラインを担う事業者の協力が不可欠である。また、市民をはじめ一般の事業者も職場や学校、家庭での日常的な感染予防に努めていただくことが重要である。

(計画の見直し)

今後は、この計画に基づき、新型インフルエンザ等対策を推進するとともに、関係者の意見・提案を踏まえ適時見直しを行っていく。

別表1 国、県および本市における新型インフルエンザ対策の経緯

年	国	本県	本市																
平成17・18年	平成17年12月 新型インフルエンザ対策行動計画策定	平成17年12月 熊本県新型インフルエンザ対策行動計画策定	平成18年2月 熊本市新型インフルエンザ対策行動計画策定																
平成21年	2月 新型インフルエンザ対策行動計画改定	4月 熊本県新型インフルエンザ対策行動計画改定	4月 熊本市新型インフルエンザ対策行動計画改定																
新型インフルエンザ（A/H1N1）発生 ○流行の状況 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>本県</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推計患者数</td> <td>約2千万人</td> <td>約34万人</td> <td>約11.8万人</td> </tr> <tr> <td>入院患者数</td> <td>約1.8万人</td> <td>67人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>死亡者数</td> <td>203人</td> <td>5人</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table>					国	本県	市	推計患者数	約2千万人	約34万人	約11.8万人	入院患者数	約1.8万人	67人	5人	死亡者数	203人	5人	0人
	国	本県	市																
推計患者数	約2千万人	約34万人	約11.8万人																
入院患者数	約1.8万人	67人	5人																
死亡者数	203人	5人	0人																
(発生後1年余)																			
平成22年	6月 新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会議報告書作成	9月 熊本県の新型インフルエンザ（A/H1N1）の対策に係る検証報告書作成	9月 熊本市の新型インフルエンザ（A/H1N1）の対策に係る検証報告書作成																

平成23年	9月20日 新型インフルエンザ 対策行動計画改定	11月14日 熊本県新型インフルエン ザ対策行動計画改定	11月16日 熊本市新型インフルエンザ 対策行動計画改定
平成25年	6月7日 新型インフルエンザ 等対策政府行動計画 策定 6月26日 新型インフルエンザ 等対策ガイドライン 策定	12月18日 熊本県新型インフルエン ザ等対策政府行動計画策 定	
平成26年			2月 新型インフルエンザ等対策 行動計画策定

## Ⅱ インフルエンザの基礎知識

### ○インフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感・筋肉痛などの症状を引き起こす。これらの症状は非特異的なものであり、他の呼吸器感染症等と見分けることが難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳炎等を引き起こす場合もあり、その臨床像は多様である。

インフルエンザウイルスに感染してから症状が出るまでの期間（潜伏期間）は、通常のインフルエンザであれば1～5日である。また、インフルエンザウイルスに感染しても症状を引き起こさず、インフルエンザという感染症を発症しないこともある（不顕性感染）。

インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で、感染した人に症状がなくても、他の人への感染はあり得る。



飛沫感染：咳やくしゃみとともに放出されたウイルスを吸い込むことによる感染

接触感染：ウイルスが付着したものを触れた後に鼻、口などに触れることにより、粘膜などを通じておこる感染

(参考)

空気感染：飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子（5ミクロン以下）である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによっておこる感染

## ○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す通常のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

## ○鳥インフルエンザ（H5N1）

鳥に対して感染性を示すH5N1亜型のインフルエンザウイルスを病原体とする感染症※で、近年東南アジアを中心にアジア、中東、アフリカで症例が報告されている。鳥インフルエンザ（H5N1）は、これまでの感染例をみると、高い致命率を示しており、このウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、強い病原性を示す新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、莫大な健康被害と深刻な社会・経済活動への影響をもたらすことが懸念されている。

※ 感染症法において、鳥インフルエンザ（H5N1）は二類感染症とされている。

## ○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のインフルエンザをいう。なお、今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）は、平成23年3月31日をもって感染症法に基づく「新型インフルエンザ等感染症」ではなくなり、同年4月1日以降、「インフルエンザ（H1N1）2009」という名称を使用することとされた。

## ○鳥インフルエンザ（H7N9）※

2013年4月1日、WHOにより、中国で鳥インフルエンザ（H7N9）に感染した患者が発生したことが、公表された。

今回確認された鳥インフルエンザ（H7N9）は、今までに人に感染することが知られていなかったウイルスの感染症である。感染源はまだ分かっていないが、これまでのところ、ヒトからヒトへの持続的な感染は確認されていない。

※ 感染症法において指定感染症に指定されており、鳥インフルエンザ（H5N1）並みに、患者（疑似症含む）への入院措置、就業制限等の対応が行われる。

## 【基本的な方針】

### Ⅲ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

#### Ⅲ-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一国内で発生すれば、市民の生命や健康、市民経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが、罹患するが、患者の発生が一定期間内に偏った場合、医療提供の限界を超えてしまう。ということを念頭におきながら、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

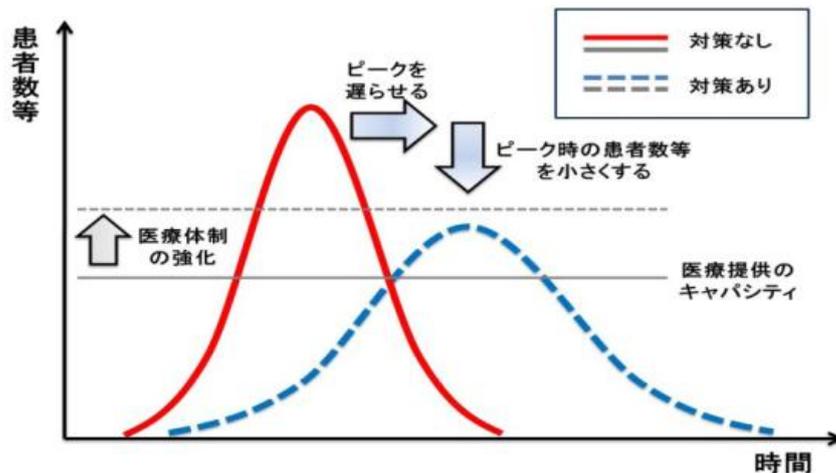
##### 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制等を整備するための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療体制の強化を図り、患者数が医療提供の限界を超えないようにするとともに、適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減らす。

##### 2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染対策等により、欠勤者数を減らす。
- ・ 診療継続計画又は事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務並びに市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

図1



## Ⅲ－２ 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

### １ 病原性等の程度に応じた対策の実施

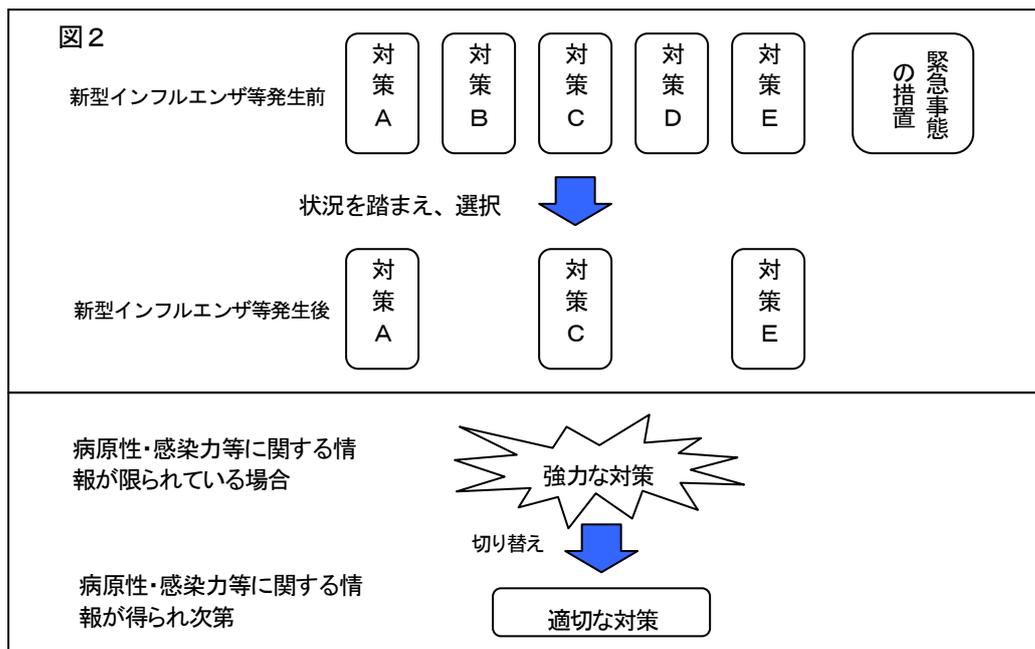
新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。そのため、市行動計画には、病原性が高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。また、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行状況等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施する。

### ２ 状況に応じた対策の切り替え

発生前の段階では、実施体制の構築、地域における医療体制の整備、発生に備えた訓練や市民に対する啓発、事業所等における事業継続計画の策定等を行うことにより周到な準備を進める。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施するが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。

また、状況の進展に応じて、対策の効果を評価し、有効性の低下した対策については、縮小・中止を図るなどの見直しを行う。



## 【基本的な方針】

### Ⅲ－３ 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

県、指定(地方)公共機関及び医療機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施していくこととするが、実施にあたっては、次の点に留意する。

#### 1 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等を協力支援するに当たり、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限を必要最小限のものとする。

また、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### 2 特別措置法の性格

特別措置法は、病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的に、国、地方公共団体等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態宣言時の特別の措置を定めたものである。

特に緊急事態の措置(新型インフルエンザ等緊急事態宣言)は、国民の生命及び健康に著しく重大被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、政府対策本部長が宣言を行う。しかしながら、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性・感染力の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の有効性などによってはこれを講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### 3 関係機関相互の連携協力の確保

対策の実施にあたっては、県、指定(地方)公共機関及び医療機関等と相互に連携協力する。

また、市対策本部<sup>※1</sup>、政府対策本部<sup>※2</sup>、県対策本部<sup>※3</sup>は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

※1 政府対策本部設置と同時に市長が設置する(事件等対処計画)。  
緊急事態宣言がされた場合は、特別措置法第34条による対策本部に移行する。  
※2 新型インフルエンザ等発生時に内閣に設置される(特別措置法第15条)。  
※3 政府対策本部設置と同時に都道府県知事が設置する(特別措置法第22条)。

#### 4 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、必要に応じて定期的に公表する。

### Ⅲ－4 被害想定等

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現したインフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また病原性や感染力についても様々であり、その発生の時期も含め流行規模や病原性・感染力の程度を正確に予測することは不可能である。

市行動計画では、県行動計画に記載された被害想定の数値を参考に平成25年11月1日現在の県、市の人口速報データに基づく国の人口と県の人口データを基に、一つの例として次のように想定した。

#### 1 新型インフルエンザが発生した場合の被害想定

- (1) 市内で医療機関を受診する患者数の上限値は、約14.8万人と推計される。
- (2) 入院患者数及び死亡者数について、中等度（アジア・インフルエンザのデータを参考。致命率0.53%）の場合、入院患者数の上限値は約3,100人、死亡者数の上限値は約980人。重度（スペインインフルエンザのデータを参考。致命率2.0%）の場合、入院患者数の上限値は約1.2万人、死亡者数の上限値は約3,700人になると推計される。
- (3) また、1日当たりの最大入院患者数を算出すると、中等度の場合約589人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は約2,300人（流行発生から5週目）と推計される。
- (4) これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による効果、現在の我が国の医療体制や、衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要がある。
- (5) なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難だが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとする。このため、これまでの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置き対応を検討する。

(※平成25年11月1日現在の人口より按分 県人口1,801,367人 市人口 739,571人)

## 【基本的な方針】

### 2 社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響については、一つの例として以下のような影響が想定される。

- (1) 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患し、り患者は1週間から10日間程度症状が続き、欠勤する。
- (2) り患した従業員の大部分は、一定期間の欠勤後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (3) ピーク時（約2週間<sup>※1</sup>）に従業員が発症して欠勤する割合は、最大5%程度<sup>※2</sup>と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者や、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定される。

※1 アメリカ・カナダの行動計画において、ピークは2週間と設定されている。

※2 平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)のピーク時に医療機関を受診した者は国民の約1%（推定）だが、病原性の高い新型インフルエンザ等の発生を考慮し最大5%程度と見込んでいる。

別表2 新型インフルエンザが発生した場合の被害規模（想定）

		国	県	本市
受診患者数		約2,500万人	約36万人	約14.8万人
入院患者数	中等度	約53万人	約7,500人	約3,100人
	重度	約200万人	約3万人	約12,300人
死亡者数	中等度	約17万人	約2,400人	約980人
	重度	約64万人	約9,000人	約3,700人

※受診患者数：米国疾病予防管理センターが示した推計モデルに基づく国の推計

※入院患者数、死亡者数：重度（スペインインフルエンザを重度とした場合）の場合の国の推計

※本市の被害規模は、国・県における推計等を人口按分により推計したもの

## Ⅲ－５ 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たっての関係機関等の基本的な役割を以下のとおりとする。

### 1 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体としての体制を整備する責務を有する。

### 2 県の役割

特別措置法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、国が定める基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し迅速かつ確な対応を行う。

そのため、発生前においては、県行動計画等の作成・見直しを行うとともに、市町村行動計画、指定地方公共機関の業務計画作成等を支援し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を推進する。発生時においては、市町村、指定(地方)公共機関等と連携協力しながら対策を推進する。

### 3 熊本市の役割

市民に最も近い行政単位であり、国が定める基本的対処方針に基づき、市民に対するワクチン接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等の対策を実施する。

なお、本市は、保健所設置市(政令指定都市)として、感染症法においては、医療体制の確保やまん延防止に関し、県に準じた役割を果たす。

そのため、本市は、県と協力し、地域医療における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図る。

### 4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ発生前から、新型インフルエンザ患者を診療するための院内感染対策等を推進し、医療体制の確保に取り組む必要がある。

また、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定を進める。

なお、発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、医療を提供する

## 【基本的な方針】

よう努める。

### 5 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

なお、発生前において、県行動計画に基づき、業務計画を作成するとともに発生時には作成した業務計画に基づき対策を実施する。

### 6 登録事業者

特別措置法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者(以下「登録事業者」という。)については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時には、その事業を継続する。

### 7 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等発生時に備えて、職場における感染対策を行うものとする。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、劇場、遊興施設、百貨店等多数の市民が集まる事業を行う事業者については、感染防止のための措置を徹底するものとする。

### 8 市民

普段から、国、県、市が新型インフルエンザに関して発信する情報に留意するとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている手洗い、うがい<sup>※1</sup>、マスク着用<sup>※2</sup>、咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、各自、食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましい。

さらに、発生時には、発生状況や実施されている予防接種などの対策等についての情報に留意し、感染拡大を抑えるための個人における対策を実施するよう努める。

※1 うがいについては、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていないが、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もある。なお、本市においては、有効な感染対策と考える。

※2 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。なお、本市においては、有効な感染対策と考える。

### Ⅲ－６ 発生段階の設定

新型インフルエンザ等の対策の実施に当たっては、発生の状況に応じ切れ目なく的確に対策をとる必要があることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階で想定される状況とその対策を定めることとする。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生早期、感染期、そして小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じて5つの発生段階に分類されている。

一方で、各地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ柔軟に対応する必要があることから、県・市行動計画では、発生段階を次の6段階に定めた（別表3）。その移行については、県内での発生状況等を踏まえて、県が判断するものとする。

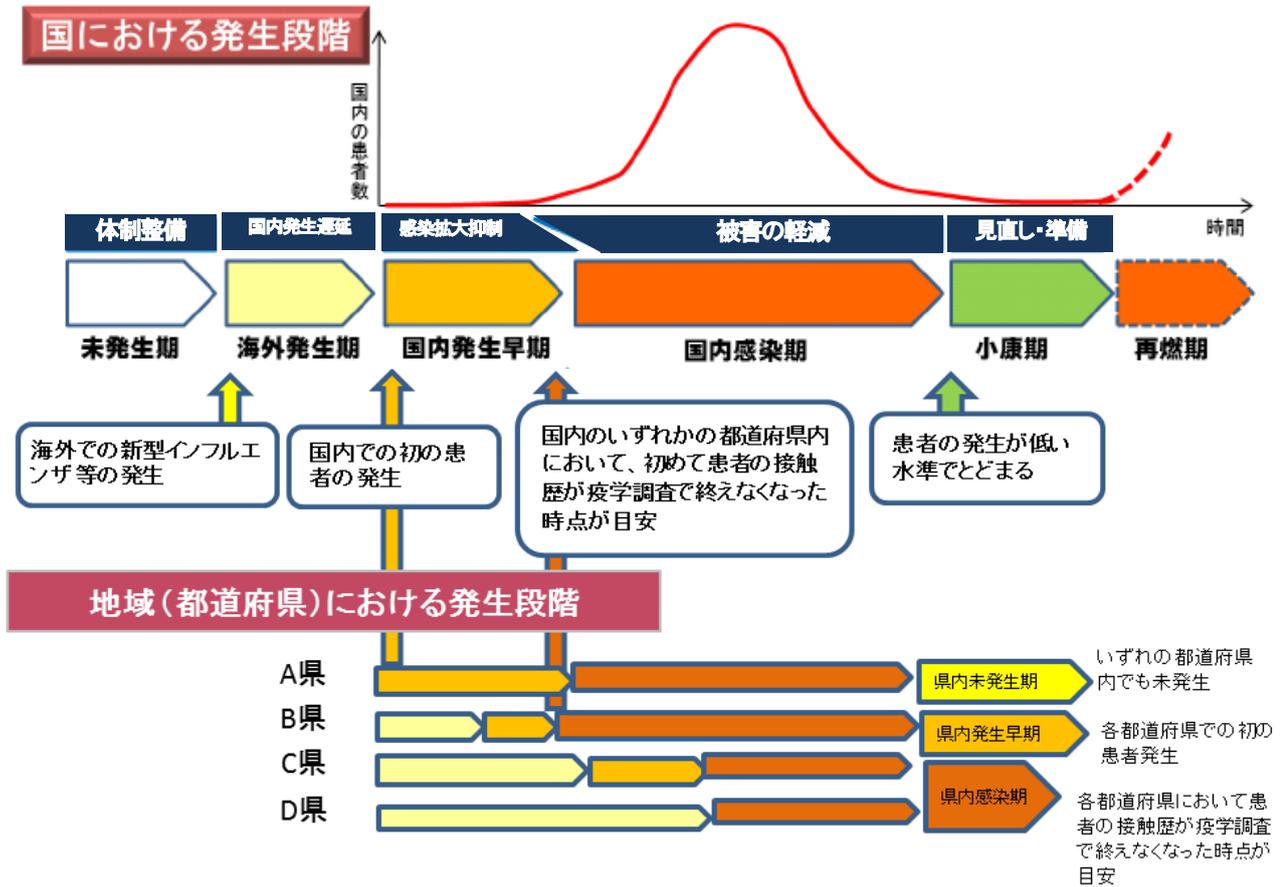
なお、段階の期間は極めて短時間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないことに留意が必要である。

別表3

政府行動計画	県・市行動計画
【未発生期】	【未発生期】 新型インフルエンザ等が発生していない状態
【海外発生期】	【海外発生期】 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
【国内発生早期】	【県内未発生期】 県内において患者が発生していない状態
	【県内発生早期】 県内において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査※で追える状態
【国内感染期】	【県内感染期】 県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
【小康期】	【小康期】 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※疫学調査：感染症が発生した際に、その状況・動向・原因などの全体像を調査すること。感染者や接触者を調査し、感染源・感染経路の特定を行うことで、感染の拡大防止対策に役立てる。

## 【基本的な方針】



### Ⅲ－７ 主要6項目の考え方と対策の概要

市行動計画は、2つの主たる目的「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」、「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする」を達成するための具体的な対策について、「①実施体制」、「②サーベイランス・情報収集」、「③情報提供・共有」、「④予防・まん延防止」、「⑤医療」、「⑥市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目に分けて記載している。各項目の考え方及び対策の概要を以下に示す。

#### 1 実施体制

新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性・感染力等が高い場合、多くの市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、国、県、市、医療機関等の関係機関は相互に連携し、一体となって取り組む必要がある。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、市行動計画に基づき、庁内相互に連携し、事前の準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府対策本部の設置後速やかに市対策本部を設置し、必要な対策を決定し実施する。

さらに、国が緊急事態宣言を行った場合は、市は、国、県が実施する特別措置法に基づく必要な措置に対し、協力支援する。

#### 2 サーベイランス・情報収集

##### (1) サーベイランスによる情報収集と迅速・適切な情報提供

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するため、サーベイランス等により新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集し、関係者に迅速に提供することにより、効果的な対策に結びつけることとする。ただし、情報を公表する際には、個人情報保護に十分留意する。

未発生期においては、海外での新型インフルエンザ等の発生をいち早く察知し、海外発生期においては、海外での発生状況等の情報を収集して必要な対策を実施し、県内発生早期以降は、県、市内での発生状況を把握する。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、新型インフルエンザに限って記載している\*。

※新感染症が発生した場合は、国が確立した症例定義等を周知するとともに、市内のサーベイランス体制を速やかに整備する。

## 【基本的な方針】

### (2) 常時実施するサーベイランス

未発生期の段階から、季節性のインフルエンザ及び新型インフルエンザの両方に対応するため、国、県のサーベイランス計画に従い、以下について常時サーベイランスを実施する。

- ① 流行状況
- ② 入院患者及び死亡者の発生動向
- ③ 流行しているウイルスの亜型
- ④ 学校等における感染拡大の兆候（臨時休業等の状況把握）

### (3) 発生時におけるサーベイランスの追加・強化

海外発生期から地域発生早期までは、国、県の要請等に応じてサーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集等を行う。具体的には平時のサーベイランスに加え以下を実施する。

- ① 新型インフルエンザ患者を早期に発見し、新型インフルエンザの特徴の分析を行うため、患者の全数把握を実施する。
- ② 新型インフルエンザ患者の臨床像を把握するため、入院患者の全数把握を実施する。
- ③ 感染拡大を早期に探知するため、学校等における集団発生に係る報告基準を強化する。

患者及び入院患者の全数把握については、患者数の増加時は医療現場の負担が過大となること、また、国において患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、その意義が低下することから、患者増加の状況や国、県の要請等を踏まえ、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握した流行の開始時期や規模等の情報は、本市における医療体制の確保に活用する。また、流行するウイルスの亜型、薬剤耐性等に関する情報、死亡者を含む重症者の状況等に関する情報を国、県等から収集し、医療機関における診療に役立てる。

## 【基本的な方針】

別表4 各発生段階におけるサーベイランス

インフルエンザに関する サーベイランスの種類	未発生期	海外発生期	県内 未発生期	県内 発生早期	県内 感染期	小康期
<b>1. 平時から継続して行う サーベイランス</b>						
・患者発生サーベイランス (インフルエンザ定点医療機関報告)	○	○	○	○	○	○
・入院患者サーベイランス (基幹定点医療機関報告)	○	○	○	○	○	○
・ウイルスサーベイランス	○	○	○	○	○	○
・学校等におけるサーベイランス (インフルエンザ様患者発生報告)	○	○	○	○	○	○
<b>2. 新型インフルエンザ患者発生時に 強化するサーベイランス</b>						
・患者全数把握	×	○	○	○	×	×
・死亡者、重症患者の状況把握	×	○	○	○	△	△
・学校サーベイランスの強化 (報告施設の拡大)	×	○	○	○	×	○
・ウイルスサーベイランスの強化 (患者全数把握等でのウイルス検査)	×	○	○	○	×	○

○: 実施、△: 状況により実施、×: 中止

### 3 情報提供

#### (1) 分かりやすい情報提供

市行動計画の目的の達成には、市民をはじめ、医療機関等の関係機関に国、県、市が実施する新型インフルエンザ等対策を理解していただくことが不可欠である。

そのため、日頃から新型インフルエンザ等の情報や手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケットといった基本的な感染予防策を周知するとともに、海外発生期以降は、流行状況、ウイルスの病原性・感染力等、医療体制、ワクチン接種等の対策についてできる限り分かりやすい形で情報提供していく。

特に、市民に対しては、外国人や障がい者など情報が届きにくい人にも留意して、複数の媒体を用いながら情報を提供していくこととする。

#### (2) 未発生期における市民等への情報提供

未発生期の情報提供に当たっては、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民、医療機関、事業所等に情報提供する。

学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、特に児童、生徒等に対しては、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供する。

## 【基本的な方針】

### (3) 発生時における市民等への情報提供

新型インフルエンザ等発生時には個人情報保護に留意しながら、必要な情報をできる限り速やかにテレビ、新聞等のマスメディアに提供する。

また、関係機関に対しては、インターネット等を活用し、リアルタイムで正確な情報を提供することとする。

別表5 各発生段階における市民への協力依頼の内容

発生段階	市民への協力依頼内容
各段階共通	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基本的な感染対策の実践 (マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人ごみを避ける)</li><li>・ マスメディアを通じた、新型インフルエンザ等に関する情報収集</li></ul>
未発生期	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 最低限度(2週間程度)の食料品・生活必需品等の備蓄</li></ul>
海外発生期～ 県内未発生期～ 県内発生早期	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 感染した可能性のある者は、「新型インフルエンザ等相談窓口」を通して、「帰国者・接触者外来」を受診する。</li><li>・ 感染した可能性のある者は、できるだけ公共交通機関の使用を避ける。</li><li>・ マスク着用、咳エチケットの徹底</li><li>・ (緊急事態宣言時) 不要不急の外出自粛</li></ul>
県内感染期	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 軽症者は自宅療養する</li><li>・ 不要不急の医療機関受診の自粛</li><li>・ マスク着用、咳エチケットの徹底</li><li>・ 食料品・生活必需品等の買占めをしない</li><li>・ (緊急事態宣言時) 不要不急の外出自粛</li></ul>

## 4 予防・まん延防止

### (1) 予防・まん延防止の目的

まん延防止対策<sup>※1</sup>を実施することで流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造の時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者等を減少させ、入院患者数を最小限に抑えて医療体制を維持する。

まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定する。また、対策を実施する際に、市民や関係機関等の協力が得られるよう、発生前から周知する。

### (2) 主なまん延防止対策

個人における対策については、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染対策<sup>※2</sup>を実践するよう促すとともに、自らが患者となった場合は感染を広げないよう努めることに理解を求める。また、緊急事態宣言時には、必要に応じ、県が実施する不要不急の外出自粛要請等に対し、協力支援する。

## 【基本的な方針】

地域対策・職場対策については、県内未発生期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。また、緊急事態宣言時には、必要に応じ、県が実施する施設の使用制限の要請等に対し、協力支援する。

海外発生期には、その状況に応じて、渡航者・入国者等への注意喚起を行うとともに、国による検疫等の入国者対策に協力する。

※1 流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数を小さくすることであり、感染対策より広い範囲における感染対策の総称である。

※2 個人や職場など一定範囲における感染予防策・感染防止策の総称である。

### (3) 予防接種

#### ① ワクチン接種の効果

ワクチンを接種し、個人の発症や重症化を防ぎ、受診患者数を減少させ、入院患者数を減少させることにより、医療の提供が可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

#### ② 特定接種

##### ア 特定接種

特別措置法第28条に基づき、政府対策本部長が「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」緊急に必要があると認めるときに、臨時に予防接種を行う。特定接種の対象は、以下の者とされている。

(ア) 登録事業者の業務に従事する者

(イ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(ウ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

##### イ 特定接種の接種体制

登録事業者の特定接種対象者及び新型インフルエンザ等対策に携わる国家公務員については、国を実施主体とし、新型インフルエンザ等対策に携わる地方公務員については、その所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施する。そのため、接種が円滑に行えるよう、未発生期から接種体制の構築を図る。

#### ③ 住民接種

##### ア 住民接種

(ア) 緊急事態宣言時には、特別措置法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

## 【基本的な方針】

(イ) 緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

(ウ) 住民接種の接種順位については、以下の4つのグループに分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本として国が決定する。

●医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

●小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

●成人・若年者

●高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられるグループ（65歳以上の者）

### イ 住民接種の接種体制

住民接種については、本市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施する。接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を進める。

分担	対策	未発生期	海外発生期	県内未発生期～発生早期	県内感染期	小康期
都道府県	特定接種	○円滑に流通できる体制を整備 ○所属する職員の実施主体として対象者を把握	○所属する職員の対象者に特定接種を実施	○所属する職員の対象者に特定接種を継続	○所属する職員の対象者に特定接種を継続	○国の方針に従い再整備
	住民接種	○市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力	○市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力	○市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力	○市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力	
市町村	特定接種	○所属する職員の実施主体として対象者を把握	○所属する職員の対象者に特定接種を実施	○所属する職員の対象者に特定接種を継続	○所属する職員の対象者に特定接種を継続	
	住民接種	○実施主体として速やかに接種できる体制の整備	○接種体制(医療従事者等、接種場所、接種に要する器具等、住民への周知方法等)の準備	○接種会場、医療従事者等を確保し、原則として集団接種を行う。	○住民接種の継続	

## 5 医療

### (1) 医療体制整備の目的

医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合、患者数の大幅な増大が予測されるが、医療資源（医療従事者、病床数等）には限りがあることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、医療体制の整備に当たっては、指定（地方）公共機関に指定された医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、実際に医療の提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援について検討する。

### (2) 未発生期における医療体制の整備

保健所を中心として関係者と密接に連携を図りながら医療体制整備に関する実施計画を定め、本市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

また、「帰国者・接触者外来<sup>※1</sup>」を設置する医療機関や公共施設等のリストをあらかじめ作成し設置の準備を行うとともに、新型インフルエンザ等に関する相談窓口の設置準備を進める。

### (3) 発生時における医療体制の維持・確保

#### ① 海外発生期から県内発生早期における診療体制

##### ア 外来診療体制

新型インフルエンザ等に感染している可能性が高い、発生国からの帰国者や患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等がまん延していない段階においては、「帰国者・接触者外来」を設置して診療を行う。

なお、「帰国者・接触者外来」等の医療体制については、一般的な広報によるほか、「新型インフルエンザ等相談窓口<sup>※2</sup>」から情報提供を行う。

また、「帰国者・接触者外来」を有しない医療機関においても、新型インフルエンザ等患者が受診する可能性もあることを踏まえて対応する。

※1 発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状を有するものを対象とした外来。

※2 新型インフルエンザ等に係る一般的な相談を受けるとともに、発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ等患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」を紹介する「帰国者・接触者相談センター」機能を併せ持つ相談窓口。

#### イ 入院診療体制

## 【基本的な方針】

県内発生早期には、原則として、感染症法に基づき、患者等を感染症指定医療機関等に入院させることになる。また、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、国から提供される新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に提供する。

### ② 県内感染期における診療体制

「帰国者・接触者外来」を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、「帰国者・接触者外来」での診療体制から病原性・感染力等の判明状況により、原則全ての医療機関で診療する体制に切り替え、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分けることとする。このため、感染症指定医療機関等以外の医療機関で患者を入院させることができるよう、事前に調整しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておく必要がある。

別表7 新型インフルエンザ等発生時における医療体制

発生段階	相談体制	外来診療体制	入院診療体制
海外発生期 ～県内発生早期	・新型インフルエンザ等相談窓口 (保健所等)	・帰国者・接触者外来を設置している医療機関	・入院措置 (感染症指定医療機関)
県内感染期 ～小康期	・新型インフルエンザ等相談窓口 (保健所等)	・一般の医療機関 ・電話再診患者に対するファクシミリ等処方	・入院診療を行うすべての医療機関 ・感染期における入院は重症者に限定

### (4) 医療関係者に対する要請等

県は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請等を行うことができる。具体例としては、以下の場合が考えられる。(熊本県)

- ① 帰国者・接触者外来や臨時の医療施設など、日常診療とは異なる場において医療の提供を行う必要があり、そのための医療関係者を確保できない場合
- ② 地域のほとんど全ての医療機関が診療を休止するなど当該地域における医療体制の確保が困難となり、他の地域に所在する医療機関等に対し当該地域での医療の提供を要請する場合

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償を行う。

## 【基本的な方針】

### (5) 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 県は、国の備蓄と併せて県民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬※を計画的かつ安定的に備蓄する。(熊本県)
- ② 県は、インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩(商品名:タミフル)に耐性を示す場合もあることから、国の要請を踏まえ、ザナミビル水和物(商品目:リレンザ)の備蓄割合を増やす。また、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。(熊本県)

※ 抗インフルエンザウイルス薬については、用語集(70ページ)参照。

分担	未発生期	海外発生期～県内発生早期	県内感染期	小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</li> <li>○抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の確認、適正な流通の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国の患者発生状況及び抗インフルエンザウイルス薬の流通状況等を把握</li> <li>○抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導</li> <li>○必要に応じ製造販売業者に対して追加製造を指導</li> <li>○県と連携し、医療機関等に対し、新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者(患者の同居者、濃厚接触者、医療従事者、水際対策関係者等)に必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国の患者発生状況及び抗インフルエンザウイルス薬の流通状況等を把握</li> <li>○県からの補充要請に対し、国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、卸業者を通じて放出</li> <li>○予防投与の効果等を評価した上で患者の同居者に対する予防投与を継続するか決定</li> </ul>	従来の計画を評価、第二波に備える
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</li> <li>○抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況等を把握する</li> <li>○抗インフルエンザウイルス薬の放出方法について取り決める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○未発生期に整備した体制を用いて、在庫状況等の把握を開始</li> <li>○卸業者に対し、製造販売業者が流通備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を早期に確保し、感染症指定医療機関等への発注に対応するよう指導</li> <li>○備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用状況及び在庫状況を経時的に国に報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各医療機関等での使用状況及び在庫状況に関する情報を収集</li> <li>○必要に応じて卸業者に対し各医療機関等の発注に対応するよう指導</li> <li>○市場に流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定量以下になった時点で、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を卸業者を通じて医療機関等に供給</li> <li>○備蓄量が一定量以下になった時点で国に補充を要請</li> <li>○備蓄分の使用状況及び在庫状況を国に経時的に報告</li> </ul>	
市町村	○県からの要請に応じ適宜協力			

## 6 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等が発生すれば、保健・医療の分野だけではなく、社会全体に影響が及び、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により欠勤者が増加することで、経済活動の大幅な縮小と停滞が危惧される。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響が最小限となるよう、医療機関、指定(地方)公共機関及び登録事業者は特別措置法に基づき未発生期から十分準備を行う。

## 【基本的な方針】

### (1) 緊急事態宣言時の主な措置

緊急事態宣言時には、必要に応じ、県、指定(地方)公共機関等が実施する以下の対策等に対し、協力支援を行う。

- ① 県は、特別措置法45条第1項に基づき、住民に対し、生活の維持に必要な場合を除き外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ② 県は、特別措置法第45条第2項に基づき、学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用制限等の措置を講じるよう要請等を行う。
- ③ 指定(地方)公共機関は、業務計画に定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- ④ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請し、医薬品等販売業者に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

### 【施設の使用制限等の措置の内容について】

#### ○対象施設の考え方

新型インフルエンザ等に関する研究や、公衆衛生学の知見、国民生活や国民経済に与える影響、施設の種類の違いを踏まえ施設を区分して対応する。

- ・区分1施設：学校（大学、専修学校等を除く）、保育所等※

感染リスクが高い施設として使用制限等（臨時休業や入学試験の延期等）の措置を必要に応じて実施する。

※具体的な対象施設については76ページの参考資料3に表を掲載

- ・区分2施設：病院又は診療所、食料品売場、銀行、工場、事務所、官公署等

社会生活を維持するうえで必要な施設として特別措置法第24条第9項に基づく任意の協力要請（以下「任意の協力要請」という。）を行う。

- ・区分3施設：1,000㎡を超える大学、劇場、運動・遊戯施設、集会場、展示場、百貨店（食品売場等を除く）、遊興施設等

運用上柔軟に対応する施設として第1段階として任意の協力要請を行い、これに対し正当な理由無く応じない場合に第2段階として使用制限等の措置を行うことがある。

なお、1,000㎡以下の施設についても、厚生労働大臣が特に定めた施設は、使用制限等の措置を実施する場合がある。

## Ⅲ－８ 市の組織体制

### 1 熊本市新型インフルエンザ等対策推進本部及び熊本市新型インフルエンザ等対策本部

- (1) 全庁的、総合的に取組みを進める必要があるため、未発生期から市長を本部長とする「熊本市新型インフルエンザ等対策推進本部」（以下、「推進本部」という。）のもとで新型インフルエンザ等対策を進める。
- (2) 推進本部は、新型インフルエンザが発生した時点で、＜危機管理マニュアル＞に基づく「熊本市新型インフルエンザ等対策本部」（以下、「対策本部」という。）に業務を引き継ぐ。また、「政府緊急事態宣言」ののちは、特別措置法に基づく「熊本市新型インフルエンザ等対策本部」として引き続き業務を行う。

### 2 熊本県新型インフルエンザ等対策本部及び熊本市各局、区役所との連携

- (1) 本市は、熊本県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」とする。）と連携を図り、取組みを進める。
- (2) 本市として全庁的に新型インフルエンザ対策を進めるため、各局、区役所との連携を図り、情報の共有化を行う。

### 3 熊本市新型インフルエンザ等対策協議会

本市では、市内における総合的な対策を「熊本市新型インフルエンザ等対策協議会」（以下、「対策協議会」という。）を通じて、医師会、公的医療機関、消防、警察、学校、企業、各種団体等の関係機関間で情報共有、連携等を行い、新型インフルエンザ等対策を進める。

# 組織体制の概要

発生前（現在）

海外発生

国内発生

## 新型インフルエンザ等対策推進本部

新型インフルエンザ等対策推進本部会議  
(本部長：市長 副本部長：副市長)

- 新型インフルエンザ等対策推進部
  - ・ 委員：各局長・区長
  - ・ 事務局長：健康福祉子ども局長
  - ・ 事務局次長：健康福祉子ども局次長・危機管理監
  - ・ 事務局：保健所・危機管理防災総室

## 新型インフルエンザ等対策推進幹事会

- 幹事長：健康福祉子ども局次長
- 副幹事長：危機管理防災総室長
- 幹事：各局主管課長
- 庶務：感染症対策課

- 対策行動計画の改定
- 事業継続計画の策定
- 情報の収集
- 庁内・関係機関への情報共有

## 新型インフルエンザ等対策本部 (事件等対策本部)

新型インフルエンザ等対策本部会議(事件等対策本部)  
(本部長：市長 副本部長：副市長)

本部員：各局長・区長等

新型インフルエンザ等対策情報調整室会議  
(事件等対策本部)

情報調整室長：危機管理防災総室長  
次長：危機管理防災総室副室長

緊急事態宣言

特別措置法に基づいた  
対策本部に移行

## 熊本市新型インフルエンザ等対策協議会

- ・ 会長：市長
  - ・ 委員：副市長・医療機関代表・警察・教育・ライフライン事業者  
公共交通事業者・通信・報道機関・商工業団体等
- \* 県新型インフルエンザ対策協議会と同じ構成

## IV 各段階における対策

市行動計画では、新型インフルエンザ等の発生段階毎に実施する対策を記載するが、実際の対策実施時期はウイルスの病原性・感染力等により市行動計画の想定とは一致しない可能性があることから、段階はあくまで目安とする。

また、市行動計画には、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザ等にも対応できるよう、強力な措置を含め対策を記載するが、実際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、対策の有効性、実行可能性、患者等の人権、社会・経済活動への影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施する。

なお、ウイルスの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合は、強力な対策を実施することになるが、これらの情報が得られ次第、上記を踏まえ、適切な対策に切り替えることとする。

新型インフルエンザ等発生時における主な対策

熊本市

	【海外発生期】	【県内未発生期】	【県内発生早期】	【県内感染期】	【小康期】
①実施体制	対策本部設置	緊急事態宣言がされた場合特別措置法に基づいた対策本部に移行			
②サーベイランス・情報収集	患者の全数把握を実施。				①、②再強化
	死亡者、重症者の状況把握				
	①学校サーベイランス、②ウイルスサーベイランスの強化				
③情報提供・共有	新型インフルエンザ等相談窓口設置	必要に応じて充実強化(24時間化等)			状況に応じて縮小
④予防まん延防止	市民・事業所への手洗い、うがい、咳エチケット等の観照				
	県が実施する不要・不急の外出自粛要請を協力・支援				
	県が実施する学校・保育所等に対する使用制限の要請を協力・支援				
	特定接種の開始				
	住民接種の準備開始	ワクチンの供給が開始され次第接種を開始(継続)			
⑤医療	新型インフルエンザ等相談窓口(帰国者・接触者相談センター機能を併せ持つ)				発生前の医療体制に戻す
○外来	帰国者・接触者外来の設置	帰国者・接触者外来による診療	一般の医療機関での診療		
○入院	患者(疑似症含む)への診療			入院治療は重症者に限定	
⑥市民生活及び市民経済の安定の確保	指定(地方)公共機関は業務計画に基づく対応を準備	指定(地方)公共機関は業務計画に基づき必要な措置を開始			
	遺体安置施設の確保準備	県が実施する救急物資の輸送、医薬品の配送を要請を協力・支援		可能な限り火葬炉を稼働遺体安置所を確保	
		は、緊急事態宣言時の措置			

<b>IV-0 未発生期</b>
<b>予想される状況</b>
○新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ○海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状態。
<b>対策の目標</b>
○発生に備えて体制の整備を行う。
<b>対策の考え方</b>
○行動計画を踏まえ、県や指定(地方)公共機関等との連携を図り対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。 ○新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、感染症法に基づくサーベイランスを通じて情報収集に努める。 ○新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民に継続的な情報提供を行う。

## 1 実施体制

### (1) 行動計画等の作成

特別措置法の規定に基づき、発生前から、行動計画又は業務計画を策定し、必要に応じて見直しを行う。(各局、区役所)

### (2) 発生に備えた体制整備等

- ① 推進本部の枠組みを通じ、各局、区役所との連携体制を維持する。(総務局、健康福祉子ども局、各局、区役所)
- ② 対策協議会の枠組みを通じ、医師会、公的医療機関、警察、消防、各種団体、関係機関等との連携体制を維持する。(健康福祉子ども局)
- ③ 各局の新型インフルエンザ等対策行動計画や事業継続計画の策定を支援する。(健康福祉子ども局)
- ④ 国、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、研修や訓練を実施する。(総務局、健康福祉子ども局、環境局、消防局、病院局)

## 2 サーベイランス・情報収集

### (1) 情報収集

国等を通じ、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集

## 【未発生期】

する。(健康福祉子ども局)

### (2) サーベイランス

- ① 毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、市内のインフルエンザ定点医療機関による感染症発生動向調査で、患者発生の動向を把握するとともに、病原体定点医療機関においてウイルスの亜型を調査する病原体サーベイランスを実施する。(健康福祉子ども局、環境局)
- ② 基幹定点医療機関による入院サーベイランスにより、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。(健康福祉子ども局、環境局)
- ③ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学年閉鎖、休校等)を常時把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(健康福祉子ども局、教育委員会事務局)
- ④ 国、県と連携し、鳥類、豚等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。(健康福祉子ども局、農水商工局)

### (3) 人材の育成

新型インフルエンザ等発生時に、迅速かつ的確に積極的疫学調査を実施するため、国が実施する専門家養成講習等へ参加する等人材の育成を図る。(健康福祉子ども局)

## 3 情報提供・共有

- (1) 国、県の要請を踏まえ、市民等からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を行う。(健康福祉子ども局)
- (2) 発生時のメディア対応のため、報道対応の一元化等発生時の情報提供体制を整備する。(企画振興局、健康福祉子ども局)
- (3) 市民等に対し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の感染対策について、継続的に情報提供を行う。(健康福祉子ども局)
- (4) インターネットなどを活用し、医療機関等の関係機関に迅速に情報を提供(共有)できるシステムを構築する。また、市民への迅速な情報提供体制を整備する。(健康福祉子ども局)

## 4 予防・まん延防止

### (1) 対策実施のための準備

#### ① 個人における対策の普及

学校、事業者等と連携し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及及び理解促進を図る。(健康福祉子ども局、農水商工局、教育委員会事務局)

#### ② 地域及び職場における対策の周知

職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るとともに、新型インフルエンザ等緊急事態宣言時に県が実施する施設の使用制限の要請等の対策について周知する。(健康福祉子ども局)

### (2) 水際対策の準備

入国者に関する疫学調査等について、検疫所との連携を強化する。(健康福祉子ども局)

### (3) 予防接種

#### ① ワクチンの供給体制

国の方針を踏まえ、必要に応じて、県が医薬品卸業協会等と連携して実施するワクチンの県内の流通体制構築を協力支援する。(健康福祉子ども局)

#### ② 特定接種

ア 国、県が事業者に対して行う特定接種に係る登録作業の周知に協力する。(健康福祉子ども局)

イ 国、県が行う事業者からの登録申請の受付に協力する。(健康福祉子ども局)

ウ 集団的接種を原則として、特定接種の対象となる職員に対する接種体制を構築する。(健康福祉子ども局)

#### ③ 住民接種

ア 特別措置法第46条<sup>※1</sup>又は予防接種法第6条第3項<sup>※2</sup>に基づき、熊本市に居住する者に対するワクチン接種を速やかに行うことができるよう体制を整備する。(健康福祉子ども局、区役所、教育委員会事務局)

イ 医師会、事業者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知、予約方法等、接種の具体的な実施方法に

## 【未発生期】

ついて、検討・準備を進めるものとする。(健康福祉子ども局、区役所、教育委員会事務局)

- ※1 特別措置法第46条に基づく臨時接種(自己負担なし)
- ※2 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種(自己負担あり)

### ④ 情報提供

ワクチンの役割や、接種体制、接種対象者などの基本的な情報を市民に提供し、住民接種に関する理解促進を図る。(健康福祉子ども局)

## 5 医療

### (1) 医療体制の整備

- ① 医師会、薬剤師会、公的医療機関等の関係機関と連携し、市内の医療体制の整備を図る。(健康福祉子ども局、環境局)

#### (医療体制の整備の具体的内容)

- ア 「帰国者・接触者外来」の設置の準備や、感染症指定医療機関等における入院勧告患者の受け入れ体制の調整を行う。
- イ 医療体制において入院対応に協力を求めている医療機関(以下「協力医療機関」という。)における使用可能な病床数を試算し把握する。また、入院医療を提供する医療機関の確保に努める。
- ウ 全ての医療機関に対して、院内感染対策等を進めるよう要請する。
- エ 医療機関及び薬局に対して、それぞれの特性や規模に応じ、診療を継続するための診療継続計画を作成することを要請する。
- オ 環境総合センターにおいて新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備する。

- ② 県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防局に要請する。(健康福祉子ども局)

### (2) ガイドラインの周知、研修等

- ① 国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関するガイドラインについて医療機関に周知する。(健康福祉子ども局)
- ② 県と連携し、医療従事者を対象とした研修等を実施する。(健康福祉子ども局)

**(3) 医療資機材の整備**

- ① 県と連携し、医療資機材（個人防護具、消毒薬等）を、必要に応じて、医療機関等へ配布することにより、医療機関内での感染を最小限にすることを目的としてあらかじめ備蓄、整備する。（健康福祉子ども局）
- ② 感染症指定医療機関等における必要な医療資機材や発生時における増床の余地に関して調査を行った上で、関係機関と連携して十分な量の確保を検討する。（健康福祉子ども局）

**(4) 医療機関等への情報提供体制の整備**

電子メールやホームページ等を活用し、医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。（健康福祉子ども局）

**(5) 抗インフルエンザウイルス薬**

- ① 県は、抗インフルエンザウイルス薬を国備蓄分と併せて県民の45%に相当する量を目標として、計画的に備蓄する。（熊本県）
- ② 県は、新たな抗インフルエンザウイルス薬について、国の方針や薬剤耐性ウイルスの発生状況等の情報を踏まえてリレンザの備蓄割合を増やすほかその他の薬剤についても備蓄を検討する。（熊本県）

**(6) 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備**

- ① 国の方針及び市内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時に円滑に供給する体制を、県と連携し構築する。（健康福祉子ども局）
- ② 医療機関や薬局、医薬品卸業者に対し、国、県と協力して、抗インフルエンザウイルス薬が偏りなく流通するよう要請する。（健康福祉子ども局）

**6 市民生活及び市民経済の安定の確保**

**(1) 業務計画の策定**

県は、指定(地方)公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。（熊本県）

**(2) 物資供給の要請等**

県は、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保の

## 【未発生期】

ため、製造・販売、運送を行う事業者である指定(地方)公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。(熊本県)

### (3) 業務計画の策定及び物資供給の要請等の支援

熊本県が行う(1)、(2)について、市は県に対し、協力支援する。(健康福祉子ども局)

### (4) 要援護者への生活支援

県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておくよう要請する。(健康福祉子ども局、区役所)

### (5) 火葬能力等の把握

県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置することが可能な施設について把握するとともに、その結果を踏まえて火葬又は埋葬の体制を整備する。また、この火葬体制を踏まえて、火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。(健康福祉子ども局)

### (6) 物資及び資材の備蓄等

県及び指定(地方)公共機関と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備の整備等を検討する。(総務局、健康福祉子ども局)

<b>VI-1 海外発生期</b>
<b>予想される状況</b>
○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ○海外における状況は、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々である。
<b>対策の目標</b>
○市内発生に備えて体制の整備を行う。 ○市内発生の早期発見に努める。
<b>対策の考え方</b>
○新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な対策を行う。 ○市内での発生を早期に発見できるようサーベイランス・情報収集体制を強化する。 ○海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 ○医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種体制整備等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

## 1 実施体制

厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生を公表し、政府対策本部を設置した時は、速やかに推進本部を対策本部に移行するとともに、対策本部会議を開催し、国、県の初動対処方針等を踏まえ、本市の初動対策方針を決定する。  
(対策本部)

## 2 サーベイランス・情報収集

(1) 海外における新型インフルエンザ等の発生状況について、国等から必要な情報を収集する。(健康福祉子ども局)

(2) サーベイランスの強化等

① 引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。

## 【海外発生期】

(健康福祉子ども局、環境局)

- ② 国の要請に応じて、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む）の届出を求め、全数把握を実施する。（健康福祉子ども局、環境局）
- ③ 国の要請に応じて、新型インフルエンザ等患者の臨床像を把握するため、入院患者の全数把握を開始する。（健康福祉子ども局、環境局）
- ④ 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザ様疾患の集団発生の把握を大学・短大まで拡大して実施する。（健康福祉子ども局、教育委員会事務局、環境局）

### 3 情報提供・共有

#### (1) 情報提供

- ① 保健所等に「帰国者・接触者相談センター」を含む「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置する。（健康福祉子ども局）
- ② 国、県等からの新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、速やかに庁内や医療機関等の関係機関に提供する。また、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等について、メディア等を通じ情報提供する。さらに、市のホームページなどを活用するとともに、市対策協議会の枠組みなどを通じて、広く市民や事業所に必要な情報を提供する。なお、情報提供のあり方等については、相談窓口寄せられる相談や医療機関等からの意見等を踏まえ、適宜見直すものとする。（企画振興局、健康福祉子ども局）

#### (提供（周知）する情報の例)

- ア 新型インフルエンザ等の発生状況
- イ 手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の個人でできる感染対策
- ウ 新型インフルエンザ等相談窓口の設置とその役割（相談窓口を経由した診療体制等）
- エ 「帰国者・接触者外来」の設置とその役割
- オ 国が発する渡航者・帰国者向けの情報

#### (2) 情報共有

メール等で対策の実施理由、プロセス等の情報共有を行う。（健康福祉子ども局、各局、区役所）

## 4 予防・まん延防止

### (1) 市内でのまん延防止対策

国、県の要請等を踏まえ、市内でのまん延防止対策を実施する。

- ① 手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の感染対策を勧奨する。  
(健康福祉子ども局)
- ② 患者への対応(治療・入院勧告等)や患者の濃厚接触者等への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。  
(健康福祉子ども局)
- ③ 医療機関、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染対策を強化するよう要請する。  
(健康福祉子ども局、農水商工局、教育委員会事務局)
- ④ ウイルスの病原性が高いと判断される場合、直ちに、学校における臨時休業の基準を見直し、強化する。  
(健康福祉子ども局、教育委員会事務局)

### (2) 渡航者対策

- ① 新型インフルエンザ等の発生前に、国が感染症危険情報を発出して、不要不急の渡航延期を勧告した場合、又は新型インフルエンザ等の発生が確認され、国が感染症危険情報を発出し、渡航の延期を勧告した場合には、これを周知する。  
(健康福祉子ども局)
- ② 海外への渡航者に対して、市ホームページ等により、新型インフルエンザ等の発生状況や、感染対策等の情報を提供し、注意喚起を行う。同様に、各区役所に対し、パスポート窓口等における情報提供及び注意喚起を行うよう要請する。  
(健康福祉子ども局)
- ③ 国が事業所に対し、発生国への出張を避けるよう要請した場合には、改めてこれを周知する。  
(健康福祉子ども局、農水商工局)

### (3) 入国者対策

国の方針を踏まえ、以下の入国者対策を実施する。  
(健康福祉子ども局)

- ① 検疫所との連携強化
  - ア 検疫所が、入国者に対して、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等を行う場合に備え、検疫所との連携を強化する。  
(健康福祉子ども局)
  - イ 検疫体制を補完するため、熊本駅その他交通機関の要衝において、新型インフルエンザ等の症状や兆候等について周知を行う。  
(健康福祉子ども局)
- ② 密入国対策

## 【海外発生期】

ア 発生国からの密入国を想定して、密入国者の中に感染者又は感染の疑いのある者の情報がある場合には、必要な感染対策を講じた上で、県と連携し、所定の手続を行う。(健康福祉子ども局)

イ 感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化するとともに、県に対して情報提供等の協力を要請する。(健康福祉子ども局)

### ③ 水際対策関係者の感染対策

国からの要請に応じて、入国者対策関係者に対する特定接種、患者からウイルスの曝露を受けた場合の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等必要な感染対策を実施する。(健康福祉子ども局)

## (4) 在外市民支援

① 国等から可能な限り発生国に滞在する市民の安否等に関する情報を収集する。(健康福祉子ども局)

② 国が海外駐在員や海外出張者がいる事業所に対し、速やかに帰国させるよう要請した場合には、改めてこれを周知する。(健康福祉子ども局、農水商工局)

③ 市内の学校等に対し、新型インフルエンザ等発生国に滞在している在籍者に感染対策を周知するよう要請する。(健康福祉子ども局、教育委員会事務局)

## (5) 予防接種

### ① ワクチンの供給

県は、医薬品卸業協会等と連携し、県内のワクチンの流通体制を構築する。  
(熊本県)

### ② 特定接種

国・県と連携し、登録事業者に対して、集団的接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康福祉子ども局)

### ③ 住民接種

ア 特別措置法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制整備の準備を行う。(健康福祉子ども局、区役所、教育委員会事務局)

イ 県は、国の要請を受け、ワクチンの供給時期など必要な情報を収集するとともに、市町村に対し、事前に市町村行動計画で定めた方針に基づき具体的な接種体制を構築するよう要請する。(熊本県)

### ④ 情報提供

ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制など具体的な情報について積極的に周知する。(健康福祉子ども局)

⑤ **モニタリング**

特定接種の開始に伴い、国が実施するモニタリングに協力する。(健康福祉子ども局)

## 5 医療

### (1) 医療体制

- ① 「帰国者・接触者外来」を設置予定の感染症指定医療機関等に対し、「帰国者・接触者外来」の設置を要請する。(健康福祉子ども局)
- ② 市民が「帰国者・接触者外来」を受診する場合は、保健所等に設置する「帰国者・接触者相談センター」を含む「新型インフルエンザ等相談窓口」を通じて受診するよう周知する。(健康福祉子ども局)
- ③ 「帰国者・接触者外来」を有しない医療機関を新型インフルエンザ等患者が受診する可能性もあるため、院内感染対策を講じた上で診療するよう、医師会等の関係機関に協力を要請する。(健康福祉子ども局)
- ④ 「帰国者・接触者外来」を有する医療機関や、その他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等患者又は疑い患者と判断した場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。(健康福祉子ども局)
- ⑤ 新型インフルエンザ等が疑われる患者から採取した検体を環境総合センターへ搬送し、PCR検査を行い、確定診断を行う。(健康福祉子ども局、環境局)

### (2) 医療機関等への情報提供

国から提供される新型インフルエンザ等の症例定義及び新型インフルエンザ等の診断・治療等に資する情報を医療機関及び医療関係団体に迅速に提供する。(健康福祉子ども局)

### (3) 検査体制の整備

国から技術的支援を受け、環境総合センターにおいて新型インフルエンザ等に対するPCR検査体制を速やかに整備する。(健康福祉子ども局、環境局)

### (4) 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 医療機関に対し、患者の同居者等の濃厚接触者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者、現場で対応に当たる疫学調査員等に対し、必要に応じ、

## 【海外発生期】

国、県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、予防投与を行うよう要請する。(健康福祉子ども局)

- ② 医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請するとともに、医薬品卸業協会に対して、国、県と協力して安定流通の確保を要請する。(健康福祉子ども局)

## 6 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (1) 事業者の対応

- ① 指定(地方)公共機関は、自らの業務計画に基づき、県や市と連携し、事業継続に向けた準備を行う。(指定(地方)公共機関)
- ② 事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。(健康福祉子ども局、農水商工局)

### (2) 遺体の火葬・安置

国及び県の要請に応じて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保等の準備を行う。(健康福祉子ども局)

<b>IV-2 県内未発生期</b>
<b>予想される状況</b>
○国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生している状態。 ○県内では患者は発生していない状態。 ○国は緊急事態宣言を行う場合がある。
<b>対策の目標</b>
○市内発生に備えて体制の整備を行う。
<b>対策の考え方</b>
○国内外の発生状況について注意喚起するとともに、引き続き、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民等に準備を促す。 ○住民接種の早期実施に向けて準備を進め、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する

## 1 実施体制

### (1) 実施体制

対策本部会議を開催し、国内における発生の状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、必要な対策を決定する。(対策本部)

### (2) 緊急事態宣言時の体制

事件等対処計画に基づき立ち上げていた対策本部を、特別措置法に基づく対策本部に移行し、必要な対策を決定し実施する。(対策本部)

## 2 サーベイランス・情報収集

### (1) 情報収集

国内外における新型インフルエンザ等の発生状況等について、国等から必要な情報を収集する。(健康福祉子ども局)

### (2) サーベイランス

- ① 国の要請等を踏まえ、引き続きインフルエンザに関する通常のサーベイランス、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を実施する。(健康福祉子ども局、環境局、

## 【県内未発生期】

教育委員会事務局)

- ② 国内の発生状況を市民及び関係機関に対して迅速に情報提供し、感染対策（手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の励行）を実施するよう改めて要請する。（健康福祉子ども局）

### 3 情報提供・共有

#### （１）情報提供

引き続き、国等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、速やかに庁内や医療機関等の関係機関に提供する。また、引き続き、メディア等や市のホームページなどを活用するとともに、対策協議会の枠組みなどを通じて、広く市民や事業所に国内外の発生状況と具体的な対策等必要な情報を提供する。なお、情報提供のあり方等については、相談窓口寄せられる相談や医療機関等からの意見等を踏まえ、適宜見直すものとする。（企画振興局、健康福祉子ども局）

#### （２）情報共有

メール等で対策の実施理由、プロセス等の情報共有を行う。（健康福祉子ども局、各局、区役所）

### 4 予防・まん延防止

#### （１）市内でのまん延防止対策

以下のまん延防止対策を実施する。

- ① 手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染対策を改めて勧奨する。（健康福祉子ども局）
- ② 患者への対応（治療・入院勧告等）や患者の濃厚接触者等への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。（健康福祉子ども局）
- ③ 医療機関、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染対策を強化するよう改めて要請する。（健康福祉子ども局、農水商工局、教育委員会事務局）
- ④ ウイルスの病原性・感染力等を踏まえ、必要に応じ、学校における臨時休業の基準の見直しを検討する。（健康福祉子ども局、教育委員会事務局）
- ⑤ 公共交通機関、公共施設、多くの方が集まる施設等に対し、出入り口、トイレ等への擦式アルコールの設置や、利用者へのマスク着用の励行の呼

## 【県内未発生期】

びかけ等適切な感染対策を講じるよう要請する。(健康福祉子ども局)

### (2) 渡航者対策

渡航者への情報提供・注意喚起を継続する。(健康福祉子ども局)

### (3) 入国者対策

引き続き、検疫所と連携して入国者対策を実施する。(健康福祉子ども局)

### (4) 在外市民支援

在外市民支援を継続する。(健康福祉子ども局、農水商工局、教育委員会事務局)

### (5) 予防接種

#### ① 住民接種

ア 国が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定し、接種順位を決定した場合、ワクチンの供給が可能になり次第、市行動計画に基づき、接種を開始する。(健康福祉子ども局、区役所、教育委員会事務局)

イ 接種の実施に当たり、国、県と連携して、市に居住するものを対象に、医療機関での原則集団的接種をおこなうか、保健所・区役所・学校など公的な施設を活用する等により接種会場を確保し、原則集団的接種を行う。(健康福祉子ども局、区役所、教育委員会事務局)

### (6) 緊急事態宣言時の措置

上記対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。また、県の要請に対し、協力支援を行う。(健康福祉子ども局、教育委員会事務局)

#### ① 不要不急の外出自粛要請等

県は、期間<sup>※1</sup>や区域<sup>※2</sup>を定めて、住民に対し、生活の維持に必要な場合を除き外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。(熊本県)

※1 期間は、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて決定する(1~2週間程度を想定)。

※2 区域については、流行状況や人の移動実態等を踏まえ、市町村単位、保健所単位、県南、県北といったブロック単位で設定する。

#### ② 学校、保育所等に対する施設使用制限の要請等

県は、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)を要請する。(熊本県)

## 【県内未発生期】

### ③ その他の施設に対する措置

県は、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。(熊本県)

### ④ 市民の予防接種の実施

市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特別措置法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康福祉子ども局、区役所、教育委員会事務局)

## 5 医療

### (1) 医療体制

- ① 「帰国者・接触者外来」における診療体制を継続する。(健康福祉子ども局)
- ② 引き続き、「帰国者・接触者相談センター」を含む「新型インフルエンザ等相談窓口」を通じて、「帰国者・接触者外来」を受診するよう周知する。(健康福祉子ども局)
- ③ 引き続き、新型インフルエンザ等が疑われる患者から採取した検体を環境総合センターへ搬送し、PCR検査を行い、確定診断を行う。(健康福祉子ども局、環境局)

### (2) 医療機関等への情報提供

引き続き、国から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報を医療機関及び医療関係団体に迅速に提供する。(健康福祉子ども局)

### (3) 抗インフルエンザウイルス薬

医療機関に対し、引き続き、患者の同居者等の濃厚接触者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者、現場で対応に当たる疫学調査員等に対し、必要に応じ国、県が備蓄している抗インフルエンザ薬を活用して、予防投与を要請する。(健康福祉子ども局)

## 6 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (1) 事業者の対応

事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。(健康福祉子ども局、農水商工局)

## (2) 遺体の火葬・安置

国及び県の要請に応じて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。(健康福祉子ども局)

## (3) 犯罪の予防取締

国の要請を踏まえ、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を行うとともに、悪質な事犯に対する取り締まりを徹底するよう、県に要請する。(企画振興局、健康福祉子ども局)

## (4) 緊急事態宣言時の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、県・指定(地方)公共機関等が行う以下の対策に関する協力支援を行う。(健康福祉子ども局)

### ① 指定(地方)公共機関等の対応

ア 指定(地方)公共機関は、業務計画に基づいて、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。また、登録事業者は、医療の提供並びに市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組みを行う。

イ ガス事業者である指定(地方)公共機関は、業務計画に基づいて、ガスの供給に支障が生じることを予防するために必要な措置など、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

ウ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

エ 運送事業者である指定(地方)公共機関は、業務計画に基づいて、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

### ② 緊急物資の運送等

ア 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。(熊本県)

## 【県内未発生期】

イ 県は、緊急の必要がある場合には、熊本県医薬品卸業協会に対し、医薬品等の緊急物資の輸送を要請する。(熊本県)

### ③ 生活関連物資等の価格の安定等

県は、国と連携し、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(熊本県)

<b>IV-3 県内発生早期</b>
<b>予想される状況</b>
○県内において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。
<b>対策の目標</b>
○ 市内での感染拡大をできる限り抑える。 ○ 患者に適切な医療を提供する。
<b>対策の考え方</b>
○流行のピークを遅らせるため、引き続き感染対策を行うとともに、国が緊急事態宣言を行った場合、外出自粛の要請など積極的な対策を実施する。 ○医療体制や感染対策について周知し、市民への積極的な情報提供を行う。 ○症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集や国内、県内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 ○新型インフルエンザ等の患者以外にも、多数の患者が医療機関を受診することが予想されるため、医療機関では院内感染対策を実施する。 ○県内感染期に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ○住民接種を早期に実施できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

## 1 実施体制

### (1) 実施体制

対策本部会議を開催し、国内や県内、市内における発生の状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、必要な対策を決定する。(対策本部)

### (2) 緊急事態宣言時の体制

事件等対処計画に基づき立ち上げていた対策本部を、特別措置法に基づく対策本部に移行し、必要な対策を決定し実施する。(対策本部)

## 2 サーベイランス・情報収集

### (1) 情報収集

## 【県内発生早期】

引き続き、国等から国内外における新型インフルエンザ等の発生状況等について情報収集する。また、県等から県内における新型インフルエンザ等の発生状況等について情報収集する。(健康福祉子ども局)

### (2) サーベイランス

- ① 国の要請等を踏まえ、引き続きインフルエンザに関する通常のサーベイランス、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を実施する。(健康福祉子ども局、環境局、教育委員会事務局)
- ② 引き続き、市内、県内及び国内の発生状況に関する情報を、市民及び関係機関に対して迅速に提供し、感染対策(手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の励行)を実施するよう改めて要請する。(健康福祉子ども局)

### (3) 調査研究

発生した市内患者について、国や県と必要な連携を図り、積極的疫学調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集する。(健康福祉子ども局)

## 3 情報提供・共有

### (1) 情報提供

- ① 引き続き、患者発生状況等を含め、国・県等から新型インフルエンザに関する情報を収集し、速やかに庁内、医療機関等の関係機関に提供する。また、引き続き、メディア等や市のホームページなどを活用するとともに、対策協議会の枠組みなどを通じて、広く市民や事業所に必要な情報(学校の休業等を含む)を提供する。なお、情報提供のあり方等については、相談窓口寄せられる相談や医療機関等からの意見等を踏まえ、適宜見直すものとする。(企画振興局、健康福祉子ども局)
- ② 流行状況を踏まえ、「帰国者・接触者相談センター」を含む「新型インフルエンザ等相談窓口」の拡充(24時間化、コールセンターとしての外部委託等)を検討する。(健康福祉子ども局)

### (2) 情報共有

メール等により、国の対策の方針等の情報を迅速に把握する。(健康福祉子ども局)

## 4 予防・まん延防止

### (1) 市内でのまん延防止対策

- ① 患者への対応（治療・入院勧告等）や患者の濃厚接触者の対応（外出自粛要請、健康観察等）を行う。（健康福祉子ども局）
- ② 市全体で次の積極的なまん延防止対策を実施する。
  - ア 市民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等を強く勧奨する。（健康福祉子ども局）
  - イ 医療機関、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対し、感染対策を強化するよう改めて要請する。（健康福祉子ども局、農水商工局、教育委員会事務局）
  - ウ 学校の設置者に対し、学校の休業基準に従い臨時休業を実施するよう要請する。また、ウイルスの病原性・感染力等を踏まえ、必要に応じ、県と連携し学校の休業基準の見直しを検討する。（健康福祉子ども局、教育委員会事務局）
  - エ 事業者に対し、新型インフルエンザ等様症状の認められた従業員の出勤停止及び受診の勧奨を要請する。（健康福祉子ども局、農水商工局）
  - オ 公共交通機関、公共施設、多くの方が集まる施設等に対し、出入り口、トイレ等への擦式アルコールの設置や、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染対策を講じるよう要請する。（健康福祉子ども局）
  - カ 国の要請を踏まえ、集会主催者、興業施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。（健康福祉子ども局）
  - キ 市民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請することを検討する。（健康福祉子ども局）
  - ク 学校の設置者に対し、入学試験の延期等を要請することを検討する。（健康福祉子ども局、教育委員会事務局）

### (2) 渡航者対策

- ① 渡航者への情報提供・注意喚起を継続する。（健康福祉子ども局）
- ② 感染したおそれのある者に対し、国が不要不急の出国を自粛するよう勧告した場合には、国による勧告の実施を周知する。（健康福祉子ども局）

### (3) 入国者対策

引き続き、県及び検疫所と連携して国の検疫体制を補完するための対応を継続する。（健康福祉子ども局）

## 【県内発生早期】

### (4) 在外市民支援

在外市民支援を継続する。(健康福祉子ども局、農水商工局、教育委員会事務局)

### (5) 予防接種

#### ① 住民接種

ア 国が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定し、接種順位を決定した場合、ワクチン接種が可能になり次第、市行動計画に基づき、住民接種を開始する。(健康福祉子ども局、区役所、教育委員会事務局)

イ 接種の実施に当たり、国、県と連携して、市に居住するものを対象に、医療機関での原則集団的接種をおこなうか、保健所・区役所・学校など公的な施設を活用する等により接種会場を確保し、原則集団的接種を行う。(健康福祉子ども局、区役所、教育委員会事務局)

### (6) 緊急事態宣言時の措置

上記対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。また、県の要請に対し、協力支援を行う。(健康福祉子ども局)

#### ① 不要不急の外出自粛要請等

県は、期間<sup>※1</sup>や区域<sup>※2</sup>を定めて、住民に対し、生活の維持に必要な場合を除き外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。(熊本県)

※1 期間は、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて決定する(1~2週間程度を想定)。

※2 区域については、流行状況や人の移動実態等を踏まえ、市町村単位、保健所単位、県南、県北といったブロック単位で設定する。

#### ② 学校、保育所等に対する施設使用制限の要請等

県は、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)を要請する。(熊本県)

#### ③ その他の施設に対する措置

県は、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。(熊本県)

**④ 市民の予防接種の実施**

市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特別措置法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康福祉子ども局、区役所、教育委員会事務局)

**5 医療**

**(1) 医療体制**

引き続き、「帰国者・接触者外来」における診療体制を継続する。ただし、患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった場合には、「帰国者・接触者外来」を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。(健康福祉子ども局)

**(2) 患者への対応等**

- ① 新型インフルエンザ等と診断された患者に対しては、原則として、感染症法に基づき入院勧告等を行い、必要に応じて、感染症指定医療機関等に移送する。(健康福祉子ども局)
- ② 環境総合センターにおいて、新型インフルエンザ等のPCR検査を継続する。なお、患者数が増加した段階では、PCR検査は重症者等に限定して行うものとする。(健康福祉子ども局、環境局)
- ③ 医療機関の協力を得て、患者の濃厚接触者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応について指導する。なお、症状が現れた場合には、「帰国者・接触者外来」において診療を行う。(健康福祉子ども局)

**(3) 医療機関等への情報提供**

引き続き、国から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療関係団体に迅速に提供する。(健康福祉子ども局)

**(4) 抗インフルエンザウイルス薬**

- ① 引き続き、患者の同居者等の濃厚接触者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者、現場で対応に当たる疫学調査員等に対し、県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、予防投与を行う。また、医療機関に対し、患者の濃厚接触者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に対

## 【県内発生早期】

する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を要請する。(健康福祉子ども局)

- ② 医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう改めて要請する。(健康福祉子ども局)
- ③ 医薬品卸業協会に対して、国・県と協力して安定流通を確保するよう改めて要請する。(健康福祉子ども局)

### (5) 医療機関、薬局における警戒活動

医療機関、薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態(暴徒化等)の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を県に要請する。(健康福祉子ども局)

### (6) 緊急事態宣言時の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関である指定(地方)公共機関及び熊本県医薬品卸業協会は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品を確保するために必要な措置を講じる。(指定(地方)公共機関等)

## 6 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (1) 事業者の対応

事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに引き続き職場における感染対策を講じ、必要に応じて事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組みを開始するよう要請する。(健康福祉子ども局、農水商工局)

### (2) 遺体の火葬・安置

国及び県の要請に応じて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。(健康福祉子ども局)

### (3) 犯罪の防止・取締り

引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう県に要請する。(企画振興局、健康福祉子ども局)

**(4) 緊急事態宣言時の措置**

上記の対策に加え、必要に応じ、県・指定(地方)公共機関等が行う以下の対策に関する協力支援を行う。(健康福祉子ども局)

**① 指定(地方)公共機関等の対応**

ア 指定(地方)公共機関は、業務計画に基づいて、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。また、登録事業者は、医療の提供並びに市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。(指定(地方)公共機関)

イ ガス事業者である指定(地方)公共機関は、業務計画に基づいて、ガスの供給に支障が生じることを予防するために必要な措置など、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

ウ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、市行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

エ 運送事業者である指定(地方)公共機関は、業務計画に基づいて、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

**② 緊急物資の運送等**

ア 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。(熊本県)

イ 県は、緊急の必要がある場合には、熊本県医薬品卸業協会に対し、医薬品等の緊急物資の輸送を要請する。(熊本県)

**③ 生活関連物資等の価格の安定等**

県は、国と連携し、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(熊本県)

**④ 犯罪の予防・取締**

県は、国の要請を踏まえ、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を行うとともに、悪質な事犯に対する取り締まりを徹底する。(熊本県)

## 【県内感染期】

<b>IV-4 県内感染期</b>
<b>予想される状況</b>
○県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ○感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
<b>対策の目標</b>
○医療体制を維持する。 ○健康被害を最小限にとどめる。 ○社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。
<b>対策の考え方</b>
○対策の主眼を、感染防止から被害軽減に切り替える。 ○医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ○医療体制を維持し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 ○受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ○市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ○状況の進展に応じて、昼要請の低下した対策の縮小・中止を行う。

### 1 実施体制

#### (1) 実施体制

流行状況等に応じ、時機を逸することなく対策本部会議を開催し、対策の変更や追加を決定する。(対策本部)

#### (2) 緊急事態宣言時の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。(対策本部)

- ① 対策本部を特別措置法に基づくものに移行し、対策本部会議を開催して必要な対策を決定する。

- ② 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特別措置法の規定に基づく県、その他市町村による代行、応援等の措置の活用を行う。

## 2 サーベイランス・情報収集

### (1) 情報収集

引き続き、国・県等から国内外における新型インフルエンザ等の発生状況等について情報収集する。(健康福祉子ども局)

### (2) サーベイランス

- ① 患者増加の状況に応じて、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握は中止し、入院患者及び死亡者に限定して情報を収集する。(健康福祉子ども局、環境局)
- ② 通常のスーベイランスを継続する。学校等における集団発生の把握については、流行状況を踏まえ、県と連携し、大学・短大を報告対象施設から除くことを検討する。(健康福祉子ども局、環境局、教育委員会事務局)
- ③ 引き続き、市内、県内及び国内の発生状況を、市民及び関係機関に対して迅速に情報提供し、感染対策(手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の励行)を実施するよう改めて要請する。(健康福祉子ども局)

## 3 情報提供・共有

### (1) 情報提供

- ① 引き続き、患者発生状況を含め、国・県等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、速やかに市民や庁内、医療機関等の関係機関に提供する。また、引き続き、メディア等や市のホームページなどを活用するとともに、対策協議会の枠組みなどを通じて、広く市民や事業所に必要な情報(学校の休業等を含む)を提供する。なお、情報提供のあり方等については、相談窓口寄せられる相談や医療機関等からの意見等を踏まえ、適宜見直すものとする。(企画振興局、健康福祉子ども局)
- ② 流行状況を踏まえ、「新型インフルエンザ等相談窓口」の拡充(24時間化、コールセンターとしての外部委託等)を検討する。(健康福祉子ども局)

## 4 予防・まん延防止

## 【県内感染期】

### (1) 市内でのまん延防止対策

- ① 患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康監視等）を中止する。（健康福祉子ども局）
- ② 次のまん延防止対策を実施する。
  - ア 市民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等を強く勧奨する。（健康福祉子ども局）
  - イ 医療機関、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対し、感染対策を強化するよう改めて要請する。（健康福祉子ども局、農水商工局、教育委員会事務局）
  - ウ 学校の設置者に対して、休業基準に従い臨時休業を継続して実施するよう要請する。なお、ウイルスの病原性・感染力等を踏まえ県と連携し、学校における休業基準の緩和を検討する。（健康福祉子ども局、教育委員会事務局）
  - エ 事業者に対し、新型インフルエンザ等様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を改めて要請する。（健康福祉子ども局、農水商工局、）
  - オ 公共交通機関、公共施設、多くの方が集まる施設等に対し、出入り口、トイレ等への擦式アルコールの設置や、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう改めて要請する。（健康福祉子ども局）
  - カ 国の要請を踏まえ、集会主催者、興業施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう改めて要請する。（健康福祉子ども局）
  - キ 市民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請することを検討する。（健康福祉子ども局）
  - ク 学校の設置者に対し、入学試験の延期等を要請することを検討する。（健康福祉子ども局、教育委員会事務局）
- ③ 流行の状況に応じて、上記のまん延防止対策の緩和を検討する。（健康福祉子ども局）

### (2) 渡航者対策

渡航者への情報提供・注意喚起を継続する。（健康福祉子ども局）

### (3) 入国者対策

検疫所の対応に応じて入国者対策を縮小する。（健康福祉子ども局）

### (4) 在外市民支援

在外市民への情報提供を継続する。（健康福祉子ども局、農水商工局、教育

委員会事務局)

(5) 予防接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(健康福祉子ども局、区役所、教育委員会事務局)

(6) 緊急事態宣言時の措置

上記対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。また、県の要請に対し、支援を行う。(健康福祉子ども局)

① 不要不急の外出自粛要請等

県は、期間<sup>※1</sup>や区域<sup>※2</sup>を定めて、住民に対し、生活の維持に必要な場合を除き外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。(熊本県)

※1 期間は、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて決定する(1~2週間程度を想定)。

※2 区域については、流行状況や人の移動実態等を踏まえ、市町村単位、保健所単位、県南、県北といったブロック単位で設定する。

② 学校・保育所等に対する施設使用制限の要請等

県は、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。(熊本県)

③ その他の施設に対する措置

県は、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。(熊本県)

④ 市民の予防接種の実施

特措法第46条の規定による市民に対する予防接種を進める。(健康福祉子ども局、区役所、教育委員会事務局)

5 医療

(1) 患者への対応等

- ① 「帰国者・接触者外来」での診療及び感染症法に基づく患者の入院勧告等  
を中止し、病原性・感染力等の判明状況により、原則として全医療機関において  
新型インフルエンザ等患者の診療を行う体制とする。(健康福祉子ども局)
- ② 入院患者は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療  
養とするよう、医療機関及び医療関係団体に要請する。(健康福祉子ども局)

## 【県内感染期】

- ③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、市民及び医療機関等へ周知する。(健康福祉子ども局)
- ④ 医療機関における人的影響及び医療資機材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように努める。(健康福祉子ども局)

### (2) 医療機関への情報提供

引き続き、国から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療等に資する情報を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康福祉子ども局)

### (3) 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 患者の濃厚接触者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせる。医療機関に対して、予防投与を原則中止するよう要請する。ただし、患者と同居する者に対する予防投与については、国等の決定に従い、対応する。(健康福祉子ども局)
- ② 市内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を県と連携して調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に必要な量が供給されているか確認する。(健康福祉子ども局)
- ③ 必要に応じて、国・県に対し、国及び県備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬の供出を要請する。(健康福祉子ども局)

### (4) 在宅患者への支援

国・県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。(健康福祉子ども局)

### (5) 医療機関、薬局における警戒活動

引き続き、医療機関、薬局及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等を行うよう県に要請する。(健康福祉子ども局)

**(6) 緊急事態宣言時の措置**

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 医療機関及び医薬品の販売業者は、業務計画に基づいて、医療又は医薬品の販売を確保するために必要な措置を講じる。(医療機関等)
- ② 国、県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供することを検討する。(健康福祉子ども局)

**6 市民生活及び市民経済の安定の確保**

**(1) 事業者の対応**

事業者に対し、引き続き従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じ、必要に応じて事業継続に不可欠な重要業務への重点化を図るよう要請する。(健康福祉子ども局、農水商工局)

**(2) 市民・事業者への呼びかけ**

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(健康福祉子ども局、農水商工局)

**(3) 社会的弱者等への支援**

国、県の要請や必要に応じて、市民の生活支援や、在宅の高齢者、障がい者等の社会的弱者への支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。(健康福祉子ども局、区役所)

**(4) 生活関連物資等の価格の安定等**

- ① 国、県とともに、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(健康福祉子ども局、農水商工)

## 【県内感染期】

局)

- ② 国、県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(健康福祉子ども局)
- ③ 国、県とともに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講じる。(健康福祉子ども局)

### (5) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

国・県の要請や必要に応じて在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。(健康福祉子ども局、区役所)

### (6) 遺体の火葬・安置

- ① 国、県の要請に応じて、火葬場の火葬炉を可能な限り稼働させるよう検討する。(健康福祉子ども局)
- ② 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(健康福祉子ども局)
- ③ 状況に応じて、受け入れが可能な火葬場を有する他自治体等に対し、火葬の応援を要請する。(健康福祉子ども局)

### (7) 犯罪の防止・取締り

引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう県に要請する。(企画振興局、健康福祉子ども局)

**(8) 緊急事態宣言時の措置**

上記の対策に加え、必要に応じ、県・指定(地方)公共機関等が行う以下の対策に関する支援を行う。(健康福祉子ども局)

**① 業務の継続等**

指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。(指定(地方)公共機関、登録事業者)

**② 指定(地方)公共機関等の対応**

ア 指定(地方)公共機関は、業務計画に基づいて、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。また、登録事業者は、医療の提供並びに市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

イ ガス事業者である指定(地方)公共機関は、業務計画に基づいて、ガスの供給に支障が生じることを予防するために必要な措置など、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

ウ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

エ 運送事業者である指定(地方)公共機関は、業務計画に基づいて、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

**③ 緊急物資の運送等**

ア 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。(熊本県)

イ 県は、緊急の必要がある場合には、熊本県医薬品卸業協会に対し、医薬品等の緊急物資の輸送を要請する。(熊本県)

**④ 物資の売渡しの要請等**

ア 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。(熊本県)

イ 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、特定物資の生産、販売、保管等を業とする者に対し当該物資の保管を命じることがある。(熊本県)

## 【県内感染期】

### ⑤ 生活関連物資等の価格の安定等

県は、国とともに、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(熊本県)

### ⑥ 犯罪の予防・取締り

県は、国の要請を踏まえ、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を行うとともに、悪質な事犯に対する取り締まりを徹底する。(熊本県)

### ⑦ 埋葬・火葬の特例等

ア 県は、国の要請に応じて、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。(熊本県)

イ 県は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、国の要請に応じて、市町村に対し、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。(熊本県)

ウ 県は、状況に応じて、受け入れが可能な火葬場を有する経営者に対し、火葬の応援を要請する。(熊本県)

エ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(熊本県)

<b>IV-5 小康期</b>
<b>予想される状況</b>
○患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ○大流行はいったん終息。
<b>対策の目標</b>
○市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
<b>対策の考え方</b>
○第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等を行う。 ○第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供するとともに、情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ○第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

## 1 実施体制

### (1) 実施体制

- ① 政府対策本部が廃止されたときは、対策本部を廃止し、対策推進本部に引き継ぐ。(対策本部)
- ② 緊急事態宣言が解除されたときは、事件等対処計画に基づく対策本部に移行する。(対策本部)

### (2) 対策の評価・見直し

関係機関に対しアンケート調査を実施する等により、対策を評価し、流行の第二波に備え、必要に応じて市行動計画等の見直しを行う。(健康福祉子ども局)

## 2 サーベイランス・情報収集

### (1) 情報収集

海外の新型インフルエンザ等の発生状況について、国・県等から必要な情報を収集する。(健康福祉子ども局)

### (2) サーベイランス

## 【小康期】

- ① インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。(健康福祉子ども局、環境局)
- ② 再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を大学・短大に拡大して実施する。(健康福祉子ども局、環境局、教育委員会事務局)

### 3 情報提供・共有

- (1) 引き続き、患者発生状況を含め、国・県等から新型インフルエンザ等に関する情報（流行の第二波発生の可能性に関する情報を含む）を収集し、速やかに、市民や庁内、医療機関等の関係機関に提供する。また、引き続き、メディアや市のホームページなどを活用するとともに、対策協議会の枠組みなどを通じて、広く市民や事業者に必要な情報（学校の休業、流行の第二波発生の可能性等を含む）を提供する。(企画振興局、健康福祉子ども局)
- (2) 必要に応じて、情報提供のあり方等を見直す。(企画振興局、健康福祉子ども局)
- (3) 流行状況に応じて、相談窓口を縮小する。(健康福祉子ども局)

### 4 予防・まん延防止

#### (1) 市内でのまん延防止対策

- ① 市内の流行状況を踏まえつつ、発生後新たに開始したまん延防止対策を中止する。(健康福祉子ども局)
- ② 学校の設置者に対して、未発生期の休業基準に戻し、臨時休業を実施するよう要請する。(健康福祉子ども局、教育委員会事務局)

#### (2) 渡航者対策

国の方針を踏まえ、渡航者への情報提供・注意喚起の内容を順次見直す。(健康福祉子ども局)

#### (3) 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(健康福祉子ども局、区役所、教育委員会事務局)

**(4) 緊急事態宣言時の措置**

上記対策に加え、必要に応じ、国、県と連携し、流行の第二波に備え、特別措置法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。(健康福祉子ども局、区役所、教育委員会事務局)

**5 医療**

**(1) 医療体制**

- ① 新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。(健康福祉子ども局)
- ② 不足している医療資機材や医薬品の確認を、医師会等を通じて行う。(健康福祉子ども局)

**(2) 抗インフルエンザウイルス薬**

- ① 国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に周知する。(健康福祉子ども局)
- ② 備蓄薬の使用量等を踏まえ、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について県と協議する。(健康福祉子ども局)

**(3) 緊急事態宣言時の措置**

必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。(健康福祉子ども局)

**6 市民生活及び市民経済の安定の確保**

事業者に対し、流行状況を踏まえつつ、市が発した事業に不可欠な重要業務への重点化のための要請を終了する旨周知する。(健康福祉子ども局、農水商工局)

**(3) 緊急事態宣言時の措置**

**① 業務の再開**

ア 県の要請に対し、協力支援を行う。(健康福祉子ども局)

## 【小康期】

イ 県は、国の要請に応じ、指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。(熊本県)

### ② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

国・県と連携し、市内の状況等を踏まえ、県内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(健康福祉子ども局)

## V 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策

東南アジアや中東において、鳥インフルエンザ（H5N1）の鳥から人への感染が散発的に発生するなど、鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染する例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国かつ急速な拡大はないが、特別措置法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備する。

### 1 実施体制

#### （１）対策の実施体制

- ① 市内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて庁内関係各課による会議を開催し、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。（健康福祉子ども局、農水商工局）
- ② 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じ、関係部局において情報の集約・共有・分析を行い、状況に応じ、国・県の水際対策への協力、渡航者並びに在外市民への情報提供等の実施について検討する。（健康福祉子ども局、農水商工局）

### 2 サーベイランス・情報収集

#### （１）情報収集

鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集するとともに、関係各課で情報を共有する。（健康福祉子ども局、農水商工局）

#### （２）鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

市内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により把握し、県及び国に報告する。（健康福祉子ども局、環境局）

### 3 情報提供・共有

## 【鳥インフルエンザ】

- (1) 市内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生状況及び対策について市民、関係各課、医療機関等に積極的な情報提供を行う。(健康福祉子ども局)
- (2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、国からの情報を関係各課で共有するとともに、市民に対して積極的な情報提供を行う。(健康福祉子ども局)

## 4 予防・まん延防止

### (1) 在外市民への情報提供

学校等に対し、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学している在籍者に鳥インフルエンザの人への感染状況や感染予防のための注意喚起を行うよう要請する。(健康福祉子ども局、教育委員会事務局)

### (2) 人への鳥インフルエンザの感染対策

#### ① 渡航者対策

海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合には、発生国への渡航者に対し、発生状況や感染予防のための注意喚起を行う。(健康福祉子ども局)

#### ② 入国者対策

検疫法の対象となる鳥インフルエンザについて、検疫所から同法に基づき熊本市への通知があった場合は、感染症法に基づく対象者への調査等を実施する。(健康福祉子ども局)

### (3) 疫学調査、感染対策

- ① 必要に応じて国が派遣する疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。(健康福祉子ども局)
- ② 国、県の要請を踏まえ、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)、死亡者が出た場合の対応(感染防止の徹底等)を実施する。(健康福祉子ども局)

## 5 医療

(1) 市内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。(健康福祉子ども局、環境局、病院局)
- ② 必要に応じ、患者の検体を環境総合センター及び国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。(健康福祉子ども局、環境局)
- ③ 感染症法に基づき鳥インフルエンザの患者(疑似症患者を含む。)について、入院その他の必要な措置を行う。(健康福祉子ども局)

(2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ① 医療機関等に対して、海外からの帰国者で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の情報を提供するよう周知するとともに、得られた情報は国に提供する。(健康福祉子ども局)
- ② 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。(健康福祉子ども局)

## ○ 用語解説 (五十音順)

### 《あ行》

#### ○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/ソ連型(H1N1)、A/香港型(H3N2)というのは、これらの亜型を指している。)

### 《か行》

#### ○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥のこと。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

#### ○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

※第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

#### ○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

### ○帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来である。

### ○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤である。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

### ○个人防护具(Personal Protective Equipment : P P E)及び防護服

エアロゾル、飛沫などの曝露及び偶発的な接触のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

## 《さ行》

### ○サーベイランス

見張り、監視制度を意味する。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

### ○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したものである。

### ○死亡率 (Mortality Rate)

流行期間中に、その疾病に罹患して死亡した者の人口当たりの割合。ここでの疾病とは、新型インフルエンザを指す。

### ○新型インフルエンザ等相談窓口

新型インフルエンザ等に係る一般的な相談を受けるとともに、発生国からの帰国者又は新型インフルエンザ等患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものから、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

### ○人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

### ○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすることです。感染症法第15条に基づく調査をいう。

## 《た行》

### ○致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に、その疾病に罹患した者のうち、死亡した者の割合。

### ○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

### ○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症だが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

## 《な行》

### ○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長時間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当する。発生した新型インフルエンザ等の

特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

## 《は行》

### ○発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、すべての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合をいう。

### ○パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫をもっていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### ○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンである。

### ○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖率、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現である。

### ○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在はH5N1亜型を用いて製造）。

### ○PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

## ○ 参考

### 1 インフルエンザにかからないために

#### ① 流行前のワクチン接種

インフルエンザワクチンは、感染後に発病する可能性を低減させる効果と、インフルエンザにかかった場合の重症化防止に有効と報告されています。



#### ② 飛沫感染対策としての咳エチケット

インフルエンザの主な感染経路は、咳やくしゃみの際に口から発生される小さな水滴（飛沫）による飛沫感染です。普段から皆が咳エチケットを守ることを心がけてください。

##### 【咳エチケットとは】

- ・咳やくしゃみを他の人に向けて発しないこと
- ・咳が出るときはできるだけマスクをすること
- ・手のひらで咳やくしゃみを受け止めた時はすぐに手を洗う



#### ③ 外出後の手洗い、アルコール消毒

流水・石鹼による手洗いは、手指など体についたインフルエンザウイルスを物理的に除去するために有効な方法です。

インフルエンザウイルスはアルコールによる消毒でも効果が高いため、アルコール製剤による手指衛生も効果があります。



#### ④ 適度な湿度の保持

空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなります。特に乾燥しやすい室内では、加湿器などを使って適切な湿度（50～60%）を保つことも効果的です。

#### ⑤ 十分な休養とバランスのとれた栄養摂取

体の抵抗力を高めるために、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取を日ごろから心がけましょう。

#### ⑥ 人混みや繁華街への外出を控える

インフルエンザが流行してきたら、特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊婦、疲労気味、睡眠不足の方は、人混みや繁華街への外出を控えましょう。やむを得ず外出して人混みに入る可能性がある場合には、ある程度の飛沫等を防ぐことができる不織布製マスクを着用することはひとつの防御策と考えられます。



○ 参考資料

1 「新型インフルエンザ等対策特措法」における指定公共機関事業者一覧

(1) 指定公共機関 (国)

業種	事業者名	業種	事業者名
医療	独立行政法人労働者健康福祉機構	鉄道	京王電鉄株式会社
	独立行政法人国立病院機構		京成電鉄株式会社
	独立行政法人国立国際医療研究センター		京阪電気鉄道株式会社
	日本赤十字社		京浜急行電鉄株式会社
	公益社団法人日本医師会		首都圏新都市鉄道株式会社
	公益社団法人日本歯科医師会		西武鉄道株式会社
	公益社団法人日本薬剤師会		東京急行電鉄株式会社
	公益社団法人日本看護協会		東武鉄道株式会社
	公益社団法人全日本病院協会		名古屋鉄道株式会社
	社団法人日本医療法人協会		南海電気鉄道株式会社
	社団法人日本病院会	阪急電鉄株式会社	
	一般財団法人化学及血清療法研究所	阪神電気鉄道株式会社	
	北里第一三共ワクチン株式会社	貨物運送	佐川急便株式会社
	武田薬品工業株式会社		西濃運輸株式会社
	グラクソ・スミスクライン株式会社		日本通運株式会社
	塩野義製薬株式会社		福山通運株式会社
	第一三共株式会社		ヤマト運輸株式会社
	中外製薬株式会社	空港管理	新関西国際空港株式会社
	株式会社ジェイ・エム・エス		中部国際空港株式会社
	株式会社トップ		成田国際空港株式会社
	テルモ株式会社	航空	全日本空輸株式会社
	ニプロ株式会社		日本航空株式会社
	一般社団法人日本ワクチン産業協会	水運	オーシャントランス株式会社
社団法人日本医薬品卸業連合会	商船三井フェリー株式会社		
電気	沖縄電力株式会社		新日本海フェリー株式会社
	関西電力株式会社		太平洋フェリー株式会社
	九州電力株式会社		マルエーフェリー株式会社
	四国電力株式会社		株式会社商船三井
	中国電力株式会社		川崎汽船株式会社
	中部電力株式会社		日本郵船株式会社
	東京電力株式会社		旭タンカー株式会社
	東北電力株式会社		井本商運株式会社
	北陸電力株式会社		上野トランステック株式会社
	北海道電力株式会社		川崎近海汽船株式会社
電源開発株式会社	近海郵船物流株式会社		
日本原子力発電株式会社	栗林商船株式会社		
ガス	大阪瓦斯株式会社	鶴見サンマリン株式会社	
	西部瓦斯株式会社	日本海運株式会社	
	東京瓦斯株式会社	琉球海運株式会社	
	東邦瓦斯株式会社	金融	日本銀行
鉄道	北海道旅客鉄道株式会社		報道
	四国旅客鉄道株式会社	通信	日本電信電話株式会社
	九州旅客鉄道株式会社		東日本電信電話株式会社
	日本貨物鉄道株式会社		西日本電信電話株式会社
	東京地下鉄株式会社		NTTコミュニケーションズ株式会社
	東海旅客鉄道株式会社		KDDI株式会社
	西日本旅客鉄道株式会社		ソフトバンクテレコム株式会社
	東日本旅客鉄道株式会社		株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	小田急電鉄株式会社		ソフトバンクモバイル株式会社
	近畿日本鉄道株式会社		郵便

(2) 指定地方公共機関（熊本県）

業種	事業者名
医療機関 (11法人)	熊本大学医学部附属病院 済生会熊本病院 熊本中央病院 熊本市医師会熊本地域医療センター 菊池郡市医師会立病院 宇城総合病院 済生会みすみ病院 熊本総合病院 人吉総合病院 天草中央総合病院 天草地域医療センター  ※市町村立病院は地方公共団体として指定地方公共機関に指定されないが、その機能に応じて医療の提供を行う責務がある。
医療関係団体 (5法人)	熊本県医師会 熊本県歯科医師会 熊本県医療法人協会 熊本県薬剤師会 熊本県看護協会
ガス事業 (4法人)	熊本県LPガス協会 山鹿都市ガス株式会社 九州ガス株式会社 天草ガス株式会社
鉄道事業 (4法人)	熊本電気鉄道株式会社 肥薩おれんじ鉄道株式会社 南阿蘇鉄道株式会社 くま川鉄道株式会社
路線バス事業 (1法人)	熊本県バス協会
運送業 (1法人)	熊本県トラック協会

## 2 施設使用制限の要請等の対象となる区分1の施設

施設の種類		根拠規定
学校(大学、専修学校(高等過程を置く専修学校を除く。)、各種学校その他これらに類する教育施設を除く。)		
1	幼稚園	学校教育法第1条
2	小学校	学校教育法第1条
3	中学校	学校教育法第1条
4	高等学校	学校教育法第1条
5	中等教育学校	学校教育法第1条
6	特別支援学校	学校教育法第1条
7	高等専門学校	学校教育法第1条
8	専修学校(高等過程に限る。)	学校教育法第124条
9	幼保連携認定子ども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項
保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)		
1	生活介護事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項
2	短期入所事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項
3	重度障害者等包括支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第9項
4	自立訓練(機能訓練)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項
5	自立訓練(生活訓練)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項
6	就労移行支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項
7	就労継続支援(A型)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項
8	就労継続支援(B型)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項
9	児童発達支援を行う施設	児童福祉法第6条の2第2項
10	医療型児童発達支援を行う施設	児童福祉法第6条の2第3項
11	放課後等デイサービスを行う施設	児童福祉法第6条の2第4項
12	地域活動支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号
13	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法第31条
14	盲人ホーム	昭和37年2月27日付社発第109号厚生省社会局長通知別紙「盲人ホーム運営要綱」
15	日中一時支援を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項、平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙「地域生活支援事業実施要綱」
16	通所介護を行う施設	介護保険法第8条第7項
17	通所リハビリテーションを行う施設	介護保険法第8条第8項
18	短期入所生活介護を行う施設	介護保険法第8条第9項
19	短期入所療養介護を行う施設	介護保険法第8条第10項
20	特定施設入所者生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条第11項
21	認知症対応型通所介護を行う施設	介護保険法第8条第17項
22	小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法第8条第18項
23	認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条第19項
24	地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条第20項
25	複合型サービスを行う施設	介護保険法第8条第22項
26	介護予防通所介護を行う施設	介護保険法第8条の2第7項
27	介護予防通所リハビリテーションを行う施設	介護保険法第8条の2第8項
28	介護予防短期入所生活介護を行う施設	介護保険法第8条の2第9項
29	介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護保険法第8条の2第10項
30	介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	介護保険法第8条の2第15項
31	介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法第8条の2第16項
32	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条の2第17項
33	地域支援事業を行う施設	介護保険法第115条の45
34	老人デイサービス事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第3項
35	老人短期入所事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第4項
36	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第5項
37	複合型サービス福祉事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第7項
38	老人デイサービスセンター	老人福祉法第20条の2の2
39	老人短期入所施設	老人福祉法第20条の3
40	授産施設	生活保護法第38条第5項 社会福祉法第2条第2項第7号
41	ホームレス自立センター	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法措置法第3条
42	放課後児童健全育成事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第2項
43	保育所	児童福祉法第39条
44	児童館	児童福祉法第40条
45	認可外保育所	児童福祉法第59条の2
46	母子健康センター	母子保健法第22条

### 3 鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ感染発病者接触時の個人防護具（PPE）の標準装備について

#### 鳥インフルエンザ(H5N1)・新型インフルエンザ感染発病者接触時のPPEについて

		手袋(1枚のみ)	手袋(2枚重ね)	ガウン	ヘッドカバー又は帽子	サージカルマスク	N95マスク	エプロン	ゴーグル又はフェイスシールド	長靴又はシューズカバー
平時(国内に発病者なし)	一般患者の問診					※1				
	一般的な呼吸器症状を有する患者の診察					○				
国内発生時(国内に発病者あり)	一般患者の問診	※2				○				
	一般的な呼吸器症状を有する患者の診察	※2				○				
要観察例	対面調査・問診	○		○	※4		○		○	
	通常の診察	○		○	※4		○		○	
	搬送	※3	○	○	※4		○		○	
	侵襲的処置(体液飛散の可能性あり)※5		○	○	○		○	△	○	△
接触者(リストアップ)	対面調査	○		○			○		○	
発病者(疑似症以上)	対面調査・問診	○		○	※4		○		○	
	通常の診察		○	○	※4		○		○	
	搬送	※3	○	○	※4		○		○	
	侵襲的処置(体液飛散の可能性あり)※5		○	○	○		○	△	○	△

※1 インフルエンザシーズンには着用する

※2 パンデミックフェーズが5b以降となり、国内に相当数の新型インフルエンザ発病者がみられている場合に着用する

※3 患者が歩行可能等自分で移動できる場合は、手袋は1枚のみでもよい

※4 毛髪がガウンまで垂れ下がったり、あるいはマスク・ゴーグル装着の際に毛髪が邪魔になる場合等には装着

※5 侵襲的処置には、気管内挿管、気道からの検体採取、気管内吸入等の経気道処置も含まれる

△: 必要に応じて現場で判断する

出典: 「鳥(H5N1)・新型インフルエンザ(フェーズ3～5)対策における患者との接触に関するPPE(個人防護具)についてVer1.4)  
国立感染症研究所感染症情報センター作成

## 4 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄） （平成24年5月11日法律第31号）

（目的）

第1条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律**（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 新型インフルエンザ等

**感染症法第6条第7項**に規定する新型インフルエンザ等感染症及び**同条第9項**に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

（2） 新型インフルエンザ等対策

第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び**感染症法**その他の法律の規定により実施する措置をいう。

（3） 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。

（第（4）号～第（6）号省略）

（7） 指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガス

の供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（[地方道路公社法](#)（昭和45年法律第82号）[第1条](#)の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（[地方独立行政法人法](#)（平成15年法律第118号）[第2条第1項](#)に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち、前号の政令で定めるものの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

（新型インフルエンザ等の発生等に関する報告）

第14条 厚生労働大臣は、[感染症法第44条の2第1項](#) 又は[第44条の6第1項](#)の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

（政府対策本部の設置）

第15条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、[感染症法第6条第6項第1号](#)に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、[内閣法](#)（昭和22年法律第5号）[第12条第4項](#)の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

（政府対策本部の廃止）

第21条 政府対策本部は、第15条第1項に規定する新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、[感染症法第6条第6項第1号](#)に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は[感染症法第44条の2第3項](#)の規定による公表がされ、若しくは[感染症法第53条第1項](#)の政令が廃止されたときに、廃止されるものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部が廃止されたときは、その旨を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

（都道府県対策本部の設置及び所掌事務）

第22条 第15条第1項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公

共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(都道府県対策本部長の権限)

第24条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

(第2～第8項省略)

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(都道府県対策本部の廃止)

第25条 第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

(特定接種)

第28条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

(1) 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第3項及び第4項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

(2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

(以下の項省略)

(医療等の実施の要請等)

第31条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者(以下「患者等」という。)に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者(以下「医療関係者」という。)に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

- 2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。
- 3 医療関係者が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第62条第2項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。
- 4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前3項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第2項又は第3項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第32条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
- (2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第46条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

- 2 前項第1号に掲げる期間は、2年を超えてはならない。
- 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第1項第1号に掲げる期間を延長し、又は同項第2号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。
- 4 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。
- 5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をい

う。)をし、及び国会に報告するものとする。

- 6 政府対策本部長は、第1項又は第3項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第34条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

- 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(感染を防止するための協力要請等)

第45条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（[興行場法](#)（昭和23年法律第137号）[第1条第1項](#)に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

- 4 特定都道府県知事は、第2項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(住民に対する予防接種)

第46条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる重要事項として、[予防接種法第6条第1項](#)の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

(以下の項省略)

(緊急物資の運送等)

第54条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあっては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材(第3項において「緊急物資」という。)の運送を要請することができる。

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配送すべき医薬品又は医療機器並びに配送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品若しくは医療機器の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。

(物資の売渡しの要請等)

第55条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資(医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。)であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの(以下「特定物資」という。)について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、

特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。